

日本インターネットドメイン名協議会事務局 御中

「.日本」管理運営事業者にかかる
申請書

2010年8月16日
株式会社日本レジストリサービス



本申請書には著作権によって保護される内容が含まれています。
本申請書の内容の一部または全部を著作者の許諾なしに利用
(複製、改変、および翻訳を含む)することを禁止します。
ただし、日本インターネットドメイン名協議会が2010年6月4日に
公開した「「.日本」の管理運営事業者の公募要領」に定められた範
囲での利用については、この限りではありません。

申請書概要

当社は、設立以来約 10 年間、gTLD レジストリや他の ccTLD レジストリとのグローバルレベルでの競争環境の中において、「.jp」レジストリとしての公益性を重視し、「.jp」ドメイン名の管理運営事業を行ってきました。「.日本」に関しても「.jp」と同様、公益性を重視し、サービスを提供してまいります。

「.jp」サービスの経験と実績を踏まえた「.日本」サービスの提供

当社は、「.jp」の DNS・レジストリシステム・whois システムにおいて、十分な安定性・耐障害性・応答性等を実現しております。また、大規模災害時の事業継続計画も定めております。「.日本」のサービスも、これら「.jp」のサービスにおける運用技術及び経験を活かして提供します。

また、当社は、「.jp」のドメイン名登録者・指定事業者及びインターネット利用者等の関係者からの問い合わせに対応できる体制を既に有しております。「.日本」の問い合わせについてもこの体制を活用し、「.jp」と同様の対応を行います。

「.日本」のサービス開始にあたっては、「.jp」のドメイン名登録者及びインターネット利用者に対し周知を徹底するとともに、問い合わせ専用窓口の設置等の体制強化を検討しています。また、効果的なドメイン名の紛争処理方針として、「.日本」も「.jp」と同様、JP-DRP を採用し、体制を整備します。

当社が考える「.日本」のビジョン

当社では、「.日本」のドメイン名登録者と「.jp」のドメイン名登録者を完全に一致させ、「.日本」を「.jp」の付加サービスとして提供します。この完全一致による「.日本」のサービス提供が、社会的混乱を防止し、インターネット利用者等のコストを抑制できる合理的な方法と考えます。また、「.日本」を「.jp」の付加サービスとすることにより、長期的・継続的な運営が可能となり公益性の実現につながります。

ビジョンを実現するための経営基盤

当社は、「.日本」の管理運営事業に伴う投資に際し、自己資金を利用することを予定しております。また、事業の公益性を考慮し、市場動向を含む外部環境の変化や災害等の不慮の事態にも即応できるよう、内部留保の確保も進めております。

なお、「.日本」事業に関しては、「.jp」事業と同様の体制で運営します。既存の組織体制の枠組みを最大限活用することで、24時間365日のサービス提供と、ドメイン名販売チャネルの構築・契約締結・登録規則の策定や変更等にかかわるルール作りを行います。

事業運営の公正性・透明性の確保

当社は、「.日本」事業の財務及び経理等に関し、JPNICへ報告します。また、「.日本」サービスの公平性及び中立性維持のため、「.日本」の登録規則の方針や指定事業者の認定にかかわる方針については、社外の委員で構成されたJPドメイン名諮問委員会に諮問します。また、指定事業者との定期的会合等での意見交換も行い、利害当事者との間でオープンな情報共有を図り、合意形成を実現します。

国内外における役割の遂行と貢献

当社は、設立当初より、国際活動に従事する担当の部署を設置し、専任の社員を配置しており、すべてのICANNやIETF会合への参加に加え、ccTLDレジストリの連合体であるAPTLD・CENTR等にも積極的に参加・貢献しております。特に、国際化ドメイン名(IDN)の分野においては、標準化活動やポリシーの策定、IDN用ソフトウェア部品の開発・配布等、多面的な貢献をしております。

また、国内では、IAjapan・JAIPA・JPNIC等の会員として、他企業や団体等と協力しつつ、インターネットの発展に貢献しております。さらに、ICANNやIETF等で議論された内容や収集した情報は、国内の利害当事者と積極的に共有し、意見交換等を行っております。

技術的能力

概要

当社は、「.jp」のサービス提供において、DNS・レジストリシステム・whoisシステムの十分な安定性・耐障害性・応答性の確保とこれらシステムの適切な連携の維持により、安定的な運用を継続的に行ってきた実績があります。これらの実績を活かして「.日本」のサービスを提供します。

当社では、「.日本」のDNSデータの完全性を維持するために、異常な更新の検出、改ざんの防止、セカンダリDNSサーバへの通常の差分更新に加えて定期的な全転送による同期を行います。また、「.日本」のDNSサーバは、ハードウェア・ソフトウェア・地域的・ネットワークトポロジー的なダイバーシティを確保し、国内・海外の複数サイトにおいて複数のサーバによる運用を行います。これにより、十分な安定性と耐障害性が確保され、障害が発生した場合でも、その影響がDNSサービス全体に及ぶことはありません。

DNSは、安定的な運用を実現するために十分な応答性が確保されており、「.日本」のサービスを追加しても、必要な応答性を確保できます。

また、ドメイン名登録者のDNS変更要求に速やかに対応するため、「.日本」のDNSデータ更新は現在の「.jp」と同様に15分に1回の頻度で実現します。

レジストリシステムは、申請インターフェースサーバを複数台用意し、負荷分散装置により、繁忙期のトラフィックを賄うとともに十分な応答性を維持します。ドメイン名登録者に関するデータは、日次で完全性のチェックを実施します。ドメイン名申請から登録に要する処理時間は、通常数秒以内で処理を行うものとし、かつ、高頻度更新に耐えうるシステム構成とします。

whoisシステムは、定期的に起動される更新プログラムにより、レジストリデータベースからwhoisデータベースの情報の更新を行うことにより、レジストリシステムとの連携を適切に行います。

なお、「.日本」の DNS・レジストリシステム・whois システムは、IPv6、DNSSEC に対応し、NOC による 24 時間 365 日の有人監視を実施し障害時の迅速な復旧対応を実施します。重要な機器については、代替機の準備やハードウェアベンダとのオンサイト保守契約締結等を実施することにより、障害発生時における迅速な復旧対応に備えます。

※ 組織名の略称使用について

本書では、下表に挙げる組織名の略称を使用します。

表 組織名略称一覧

No.	略称	正式名称
1	APTLD	Asia Pacific Top Level Domain Association
2	ccNSO	Country-Code Names Supporting Organization
3	CENTR	Council of European National Top-Level Domain Registries
4	IAB	Internet Architecture Board
5	IAJapan	財団法人インターネット協会
6	IANA	Internet Assigned Numbers Authority
7	ICANN	Internet Corporation for Assigned Names and Numbers
8	IETF	The Internet Engineering Task Force
9	ISC	Internet Systems Consortium, Inc.
10	JAIPA	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
11	JANOG	日本ネットワーク・オペレーターズ・グループ
12	JPCERT/CC	一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
13	JPNIC	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
14	SSAC	Security and Stability Advisory Committee

目次

概要	1
I ドメイン名構造が明確に定義されていること	4
II DNS が安定的に運用されること	10
III レジストリシステム（登録システム）が安定的に運用されること	33
IV whois サーバが安定的に運用されること	43

I ドメイン名構造が明確に定義されていること

[細目の具体化 1]

IDN テーブルが明確に規定されていること

「.日本」で用いる IDN テーブルは、当社が「Language Variant Table for ja-JP」として IANA に登録した、日本語 IDN テーブル[†]を用います。

この日本語 IDN テーブルは、CJK (Chinese - Japanese - Korean) のドメイン名の登録サービスを行う予定であった ccTLD や gTLD のレジストリ及び JPNIC 等の関連組織と協議・調整を行い、策定したものです。

この日本語 IDN テーブルは、現在「.jp」でも用いられているほか、日本語ドメイン名の登録サービスを行っている gTLD レジストリである NeuStar でも採用されています。

また、本事項については、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」(資料 001) の「付録 4 日本語文字一覧」で規定されたものを適用します。

[†] : http://www.iana.org/domains/idn-tables/tables/jp_ja-jp_1.2.html

【参照資料】

資料 001 : 汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

[細目の具体化 2]

SLD の扱いが明確に規定されていること

「.日本」の SLD には、属性ラベルとしての SLD は当初導入せず、SLD をドメイン名登録者が登録可能な空間とし、汎用 JP ドメイン名空間との完全一致にて運用します。

これらの事項については、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」(資料 001) において規定する予定です。

【参照資料】

資料 001 : 汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

[細目の具体化 3]

正規化の方法と実装が規定されていること

登録される「.日本」ドメイン名は、IANA に登録された日本語 IDN テーブル及び関連する RFC† で規定された手順で正規化を行います。

具体的には、「.jp」の汎用 JP ドメイン名の規定と同様に、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」(資料 001) の「3. 申請文字列の正規化」で規定されたものを適用します。

† :

RFC3492 Punycode: A Bootstring encoding of Unicode for
Internationalized Domain Names in Applications (IDNA)

RFC5890 Internationalized Domain Names for Applications (IDNA):
Definitions and Document Framework

RFC5891 Internationalized Domain Names in Applications (IDNA):
Protocol

【参照資料】

資料 001 : 汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

[細目の具体化 4]

文字一致の方法と実装が規定されていること

登録される「.日本」ドメイン名は、IANA に登録された日本語 IDN テーブル及び関連する RFC† で規定された手順にしたがって正規化した上で文字の一致を確認します。

具体的には、「.jp」の汎用 JP ドメイン名の規定と同様に、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」（資料 001）の「1. 登録可能な汎用 JP ドメイン名の文字種別と文字列」、「2. 汎用 JP ドメイン名の構成」及び「3. 申請文字列の正規化」で規定したものを適用します。

† :

RFC3492 Punycode: A Bootstring encoding of Unicode for
Internationalized Domain Names in Applications (IDNA)

RFC5890 Internationalized Domain Names for Applications (IDNA):
Definitions and Document Framework

RFC5891 Internationalized Domain Names in Applications (IDNA):
Protocol

【参照資料】

資料 001 : 汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

[細目の具体化 5]

利用可能文字数が規定されていること

「.日本」の SLD に登録できる文字列の利用可能文字数は、英数字及びハイフンのみの文字列については 3 文字以上 63 文字以下、日本語文字を 1 文字以上含む文字列については 1 文字以上 15 文字以下とします。

具体的には、「.jp」の汎用 JP ドメイン名の規定と同様に、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」（資料 001）の「1. 登録可能な汎用 JP ドメイン名の文字種別と文字列」、「2. 汎用 JP ドメイン名の構成」で規定したものを適用します。

【参照資料】

資料 001：汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

[細目の具体化 6]

DNS ワイルドカードの運用方針が明確にされていること

当社は「.日本」での DNS ワイルドカードの運用は行いません。

DNS ワイルドカードは、本来存在しないドメイン名をあたかも存在するように見せるため、無用なトラフィックが発生したり、DNS キャッシュサーバやアプリケーションプログラムに悪影響をあたえる可能性があります。また、インターネット利用者への混乱も懸念されます。

また ICANN も、DNS ワイルドカードは TLD レベルでは利用すべきでないという方針を表明しており†、IAB でも、DNS ワイルドカードの利用について慎重にすべきという意見表明をしています††。

さらに、ICANN の SSAC からは、技術的観点から、新しい gTLD や ccTLD において DNS のワイルドカード使用を禁止すべきであるという勧告が出されています †††。

† : 2009 年 6 月 26 日 ICANN 理事会議事録

<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-26jun09.htm#7>

† † : IAB Commentary: Architectural Concerns on the use of DNS Wildcards

<http://www.iab.org/documents/docs/2003-09-20-dns-wildcards.html>

† † † : SAC041: Recommendation to prohibit use of redirection and synthesized responses by new TLDs

<http://www.icann.org/en/committees/security/sac041.pdf>

II DNS が安定的に運用されること

[細目の具体化 7]

DNS データの完全性が維持されること

当社は、「.日本」の DNS データの完全性を維持するために以下の施策を実施します。

- (1) レジストリデータベースからゾーン情報を生成する際、生成されたゾーン情報を確認し、既定値を超える量の変更があった場合、DNS への更新を中止し、運用者に対して警告を発信します。また、何らかの原因でゾーン情報の生成に失敗した場合も、運用者に対して警告を発信します。
- (2) セカンダリ DNS サーバに対して DNS データを転送する際には、TSIG (Transaction Signature) を用いることで、不正な第三者による DNS データの改ざんを防止します。また、TSIG の鍵は定期的に変更します。
- (3) 通信異常等で、ゾーン情報の転送に失敗した場合は、運用者に対して警告を発信します。
- (4) 15分に1回の通常更新は差分でセカンダリ DNS サーバの DNS データを更新しますが、1日1回 DNS データの全転送を行うことで、DNS データの完全性を維持します。
- (5) 定期的に DNS プロトコルを用いて、セカンダリ DNS サーバの監視 (SOA シリアル値の監視) を行い、DNS データが正しく同期されていることを確認します。

なお、上記 (1) から (5) に示したデータの完全性が維持される仕組みを図 1-1 に示します。

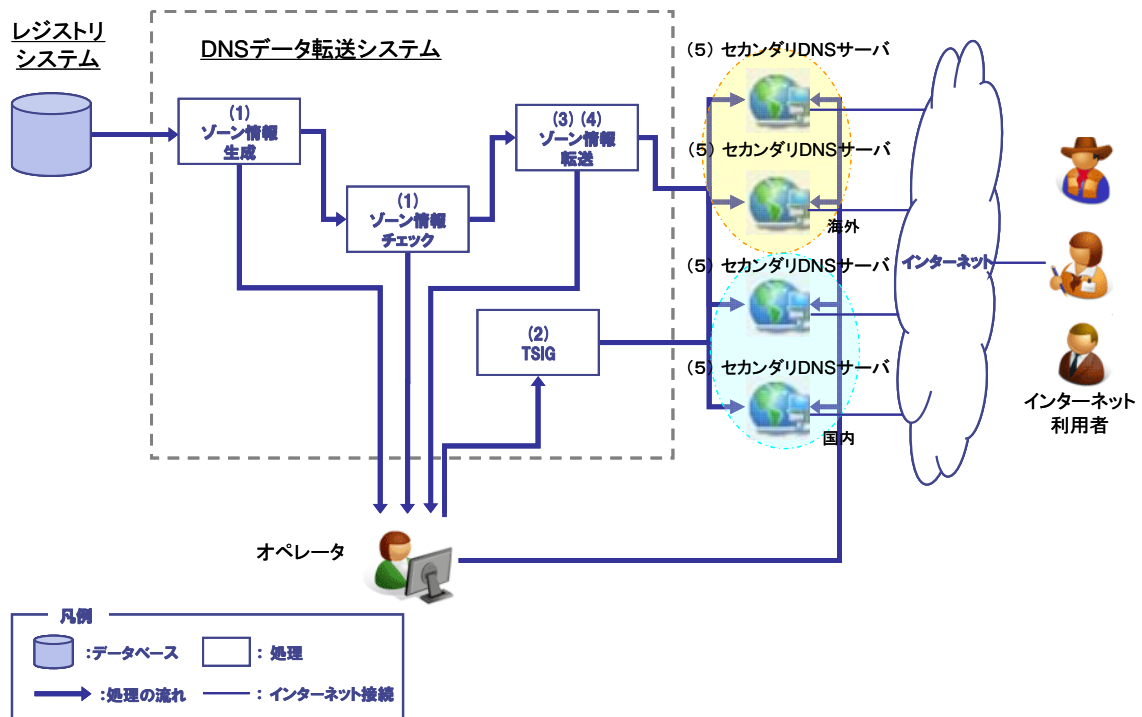


図 1-1 DNS データの完全性が維持される仕組み

[細目の具体化 8]

登録情報が最新のものに更新されること

DNS データは、レジストリデータベースから自動的に生成されます。レジストリデータベースの DNS データに関わる登録情報に更新があった場合、DNS の差分更新プロトコルにより、セカンダリ DNS サーバの DNS データを更新します。

更新の頻度は、15 分に 1 回を目標とします。

[細目の具体化 9]

DNS サーバー間のゾーン情報の完全性が考慮されていること

DNS サーバのゾーン情報は、DNS データ転送システムから、セカンダリ DNS サーバに転送します。

これにより、セカンダリ DNS サーバ間のゾーン情報の完全性を確保します。

また、正しく更新されていることを確認するために定期的に DNS プロトコルを用いて、セカンダリ DNS サーバに対して監視（SOA のシリアル値の監視）を行い、セカンダリ DNS サーバのデータが正しく更新されていることを確認し、ゾーン情報の完全性を維持します。

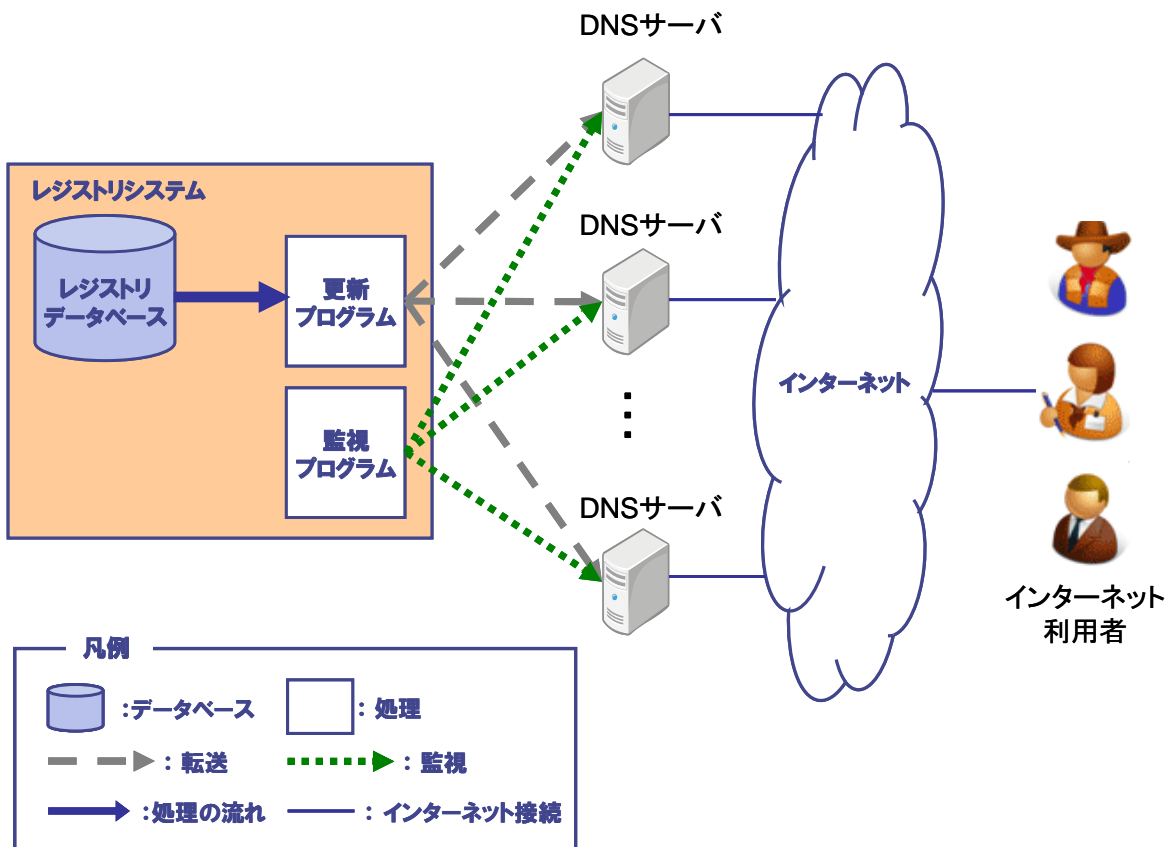


図 1-2 DNS サーバ間のゾーン情報の完全性が維持される仕組み

[細目の具体化 10]

whois 公開情報が DNS 情報と同期すること

whois 公開情報と DNS 情報はともにレジストリシステムがレジストリデータベースから自動生成し、whois サーバ及び DNS サーバに転送します。

レジストリデータベースに変更が加わると、図 1-3 に示すとおり、その内容が whois サーバ及び DNS サーバに伝わり、whois 公開情報が DNS 情報と同期された状態を維持します。

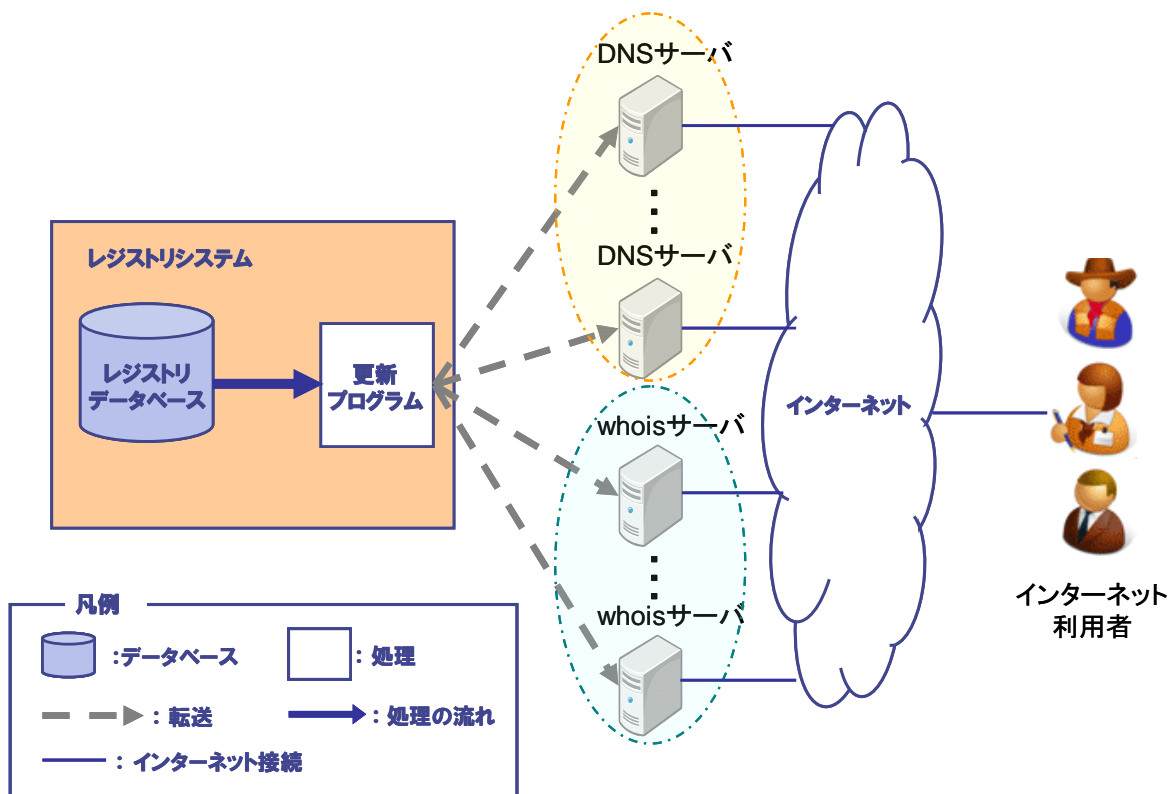


図 1-3 whois 公開情報と DNS 情報が同期される仕組み

[細目の具体化 11]

DNS の運用が RFC の一部として規定されている BCP (Best Current Practice) 等に沿っていること

「.日本」の DNS サーバの運用にあたっては、RFC で規定されている、以下の BCP † に従って運用します。

† :

BCP0016 Selection and Operation of Secondary DNS Servers (Also RFC2182)

BCP0091 DNS IPv6 Transport Operational Guidelines (Also RFC3901)

BCP0126 Operation of Anycast Services (Also RFC4786)

[細目の具体化 12]

国内に十分な数の DNS サーバが設置されること

東京都内及び近郊の 6 サイトと大阪の 3 サイトに DNS サーバを設置します。また各サイトには、複数の DNS サーバを設置します (図 1-4 DNS の運用サイトイメージ参照)。

「.jp」の DNS サーバは、上記と同様の構成で運用しており、DNS 問い合わせに十分な応答性能、耐障害性を確保しております。したがって、この構成で「.日本」のサービスによる問い合わせに対しても十分な対応が可能であると考えます。

さらに、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な DNS 問い合わせ傾向を把握することで、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上、サーバの追加等の対応を行うことができる体制を確保します。

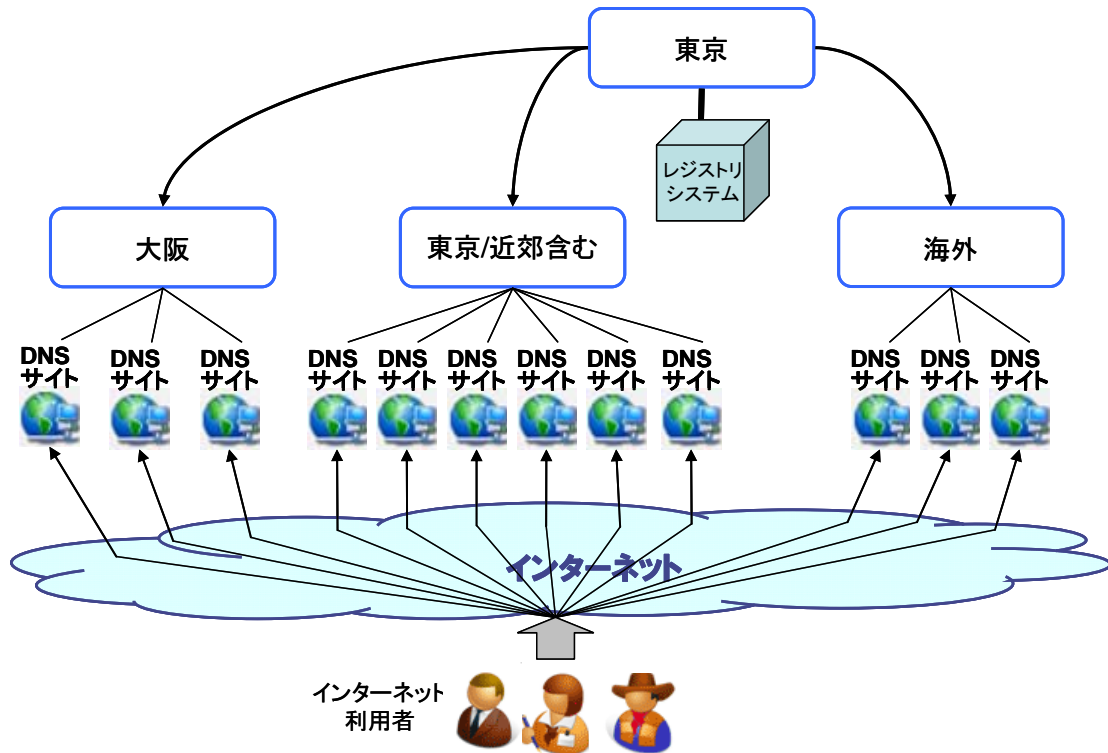


図 1-4 DNS の運用サイトイメージ

[細目の具体化 13]

Anycast 対応等、規模対応性が確保されること

複数の DNS サーバを設置し、Anycast 対応や DNS サイト内での負荷分散等を行います。これにより DNS の十分な規模対応性を確保します。

また、DNS サーバの負荷を常時監視し、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上や必要機器の設置台数増加等に対応します。

さらに、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な DNS 問い合わせ傾向を把握することで、必要に応じて、Anycast を用いた DNS サーバの追加等の対応を行う体制を確保します。

[細目の具体化 14]

地理的ダイバーシティが確保されること

東京・大阪及び海外に DNS サーバを配置することで、地理的ダイバーシティを確保します。

予定する DNS サイトの所在地を、図 1-5 に示します。



図 1-5 DNS サイトの所在地

[細目の具体化 15]

ネットワークポロジータ的ダイバーシティが確保されること

複数の IX (Internet Exchange) への接続・ピアリングの実施及び複数の ISP への接続により、ネットワークポロジータ的ダイバーシティを確保します。

DNS のネットワーク接続図を、図 1-6 に示します。

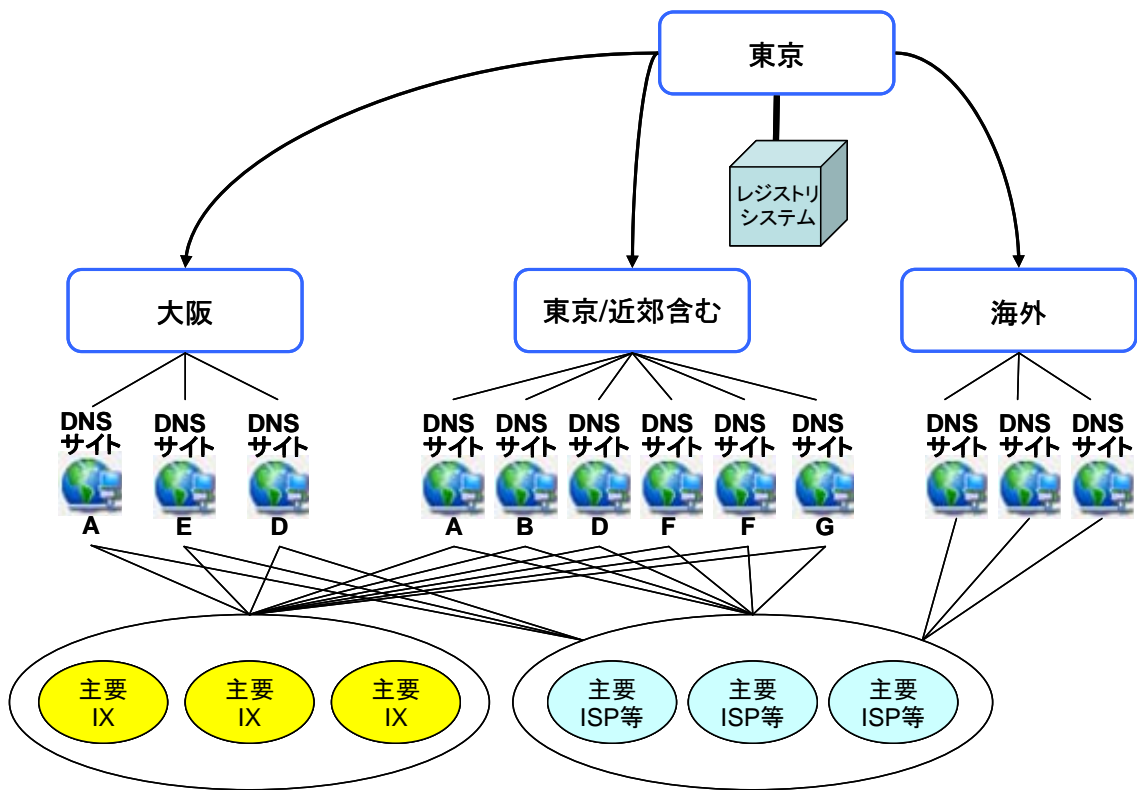


図 1-6 DNS ネットワーク接続図

[細目の具体化 16]

十分なシステム構成のダイバーシティ（SW/HW）が確保されること

特定のハードウェアやソフトウェアに起因する障害が発生した場合にも、DNS 全体に影響がないように、複数の種類のハードウェアやソフトウェアを導入します。これにより、システム構成のダイバーシティを確保します。

[細目の具体化 17]

十分な安定性が考慮されること

当社は、以下の施策により DNS の十分な安定性を確保します。

(1) ゾーン情報の完全性の確保

DNS サーバのゾーン情報は、DNS データ転送システムから、セカンダリ DNS サーバに転送します。これにより、セカンダリ DNS サーバ間のゾーン情報の完全性を確保します。

また、正しく更新されていることを確認するために、定期的に DNS プロトコルを用いてセカンダリ DNS サーバに対して監視 (SOA のシリアル値の監視) を行い、セカンダリ DNS サーバのデータが正しく更新されていることを確認し、ゾーン情報の完全性を維持します (本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 9]」(本書 13 ページ) 参照)。

(2) 国内での十分な DNS サーバ数の確保

東京都内及び近郊の 6 サイトと大阪の 3 サイトに DNS サーバを設置します。また各サイトには、複数の DNS サーバを設置します (本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 12]」(本書 16 ページ) 参照)。

(3) 地域的ダイバーシティの確保

東京、大阪及び海外に DNS サーバを配置することで、地理的ダイバーシティを確保します (本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 14]」(本書 18 ページ) 参照)。

(4) ネットワークトポロジー的ダイバーシティの確保

複数の IX への接続及びピアリングの実施及び複数の ISP への接続により、ネットワークトポロジー的ダイバーシティを確保します (本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 15]」(本書 19 ページ) 参照)。

(5) システム構成のダイバーシティの確保

特定のハードウェアやソフトウェアに起因する障害が発生した場合にも、DNS 全体に影響がないように、複数の種類のハードウェアやソフトウェアを導入します。これにより、システム構成のダイバーシティを確保します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 16]」（本書 20 ページ）参照）。

(6) ダウンタイムの最小化

複数の DNS サーバを地理的・ネットワーク的に分散して複数配置し、重要な機器は冗長化構成をとることにより、一部の DNS サーバがダウンしても、DNS サービス全体に大きな影響を及ぼさない仕組みを提供します。

また、DNS サーバやネットワークは、NOC による 24 時間 365 日の有人監視を実施し、障害時の迅速な復旧対応を実施します。

重要な機器については、代替機の準備やハードウェアベンダとのオンサイト保守契約締結等を実施することにより、ハードウェア障害発生時における迅速な復旧対応を実施します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 22]」（本書 28 ページ）参照）。

[細目の具体化 18]

十分な耐障害性が考慮されること

当社は、以下の施策により十分な耐障害性を確保します。

(1) 十分な DNS サーバ数の確保

東京都内及び近郊の 6 サイトと大阪の 3 サイトに DNS サーバを設置します。また各サイトには、複数の DNS サーバを設置します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 12]」（本書 16 ページ）参照）。

(2) Anycast 対応

複数の DNS サーバで Anycast 対応やサイト内での負荷分散等を行います。これにより DNS の十分な規模対応性を確保します。

また、DNS サーバの負荷を常時監視し、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上や必要機器の設置台数増加等に対応します。

さらに、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な DNS 問い合わせ傾向を把握することで、必要に応じて、Anycast を用いた DNS サーバの追加等の対応を行うことができる体制を確保します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 13]」（本書 17 ページ）参照）。

(3) 地域的ダイバーシティの確保

東京・大阪及び海外に DNS サーバを配置することで、地理的ダイバーシティを確保します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 14]」（本書 18 ページ）参照）。

(4) ネットワークトポロジー的ダイバーシティの確保

複数の IX への接続・ピアリングの実施及び複数の ISP への接続により、ネットワークトポロジー的ダイバーシティを確保します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 15]」（本書 19 ページ）参照）。

(5) 安定性の確保

ハードウェア・ソフトウェア・地域的・ネットワークトポロジー的のダイバーシティの確保や複数のサーバによる運用により、障害が発生した場合でも、その影響が DNS サービス全体に及ぼさないように、安全性を確保します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 17]」（本書 21-22 ページ）参照）。

また、障害が発生しても、迅速に対応できる体制を確保します。

(6) ダウンタイムの最小化

複数の DNS サーバを地理的・ネットワーク的に分散して複数配置し、重要な機器は冗長化構成をとることにより、一部の DNS サーバがダウンしても、DNS サービス全体としては停止しない仕組みを提供します。

また、DNS サーバやネットワークは、NOC による 24 時間 365 日の有人監視を実施し、障害の速やかな検知と迅速な復旧対応を実施します。

重要な機器については代替機の準備、ハードウェアベンダとのオンサイト保守契約締結等を実施することにより、ハードウェア障害にも迅速な復旧対応を実施します（本書「II DNS が安定的に運用されること [細目の具体化 22]」（本書 28 ページ）参照）。

[細目の具体化 19]

十分な応答性が考慮されること

図 1-4 (再掲) に示すとおり、国内外に複数の DNS サイトを設置し、さらに各サイト内に複数の DNS サーバを設置し、DNS サーバセレクションや Anycast 機能等を用いることで負荷分散を行います。さらに、各 DNS サーバにも十分な性能を有するシステムを用意することで、十分な応答性を確保します。

また、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な DNS 問い合わせ傾向を把握することで、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上、サーバの追加等の対応を行います。

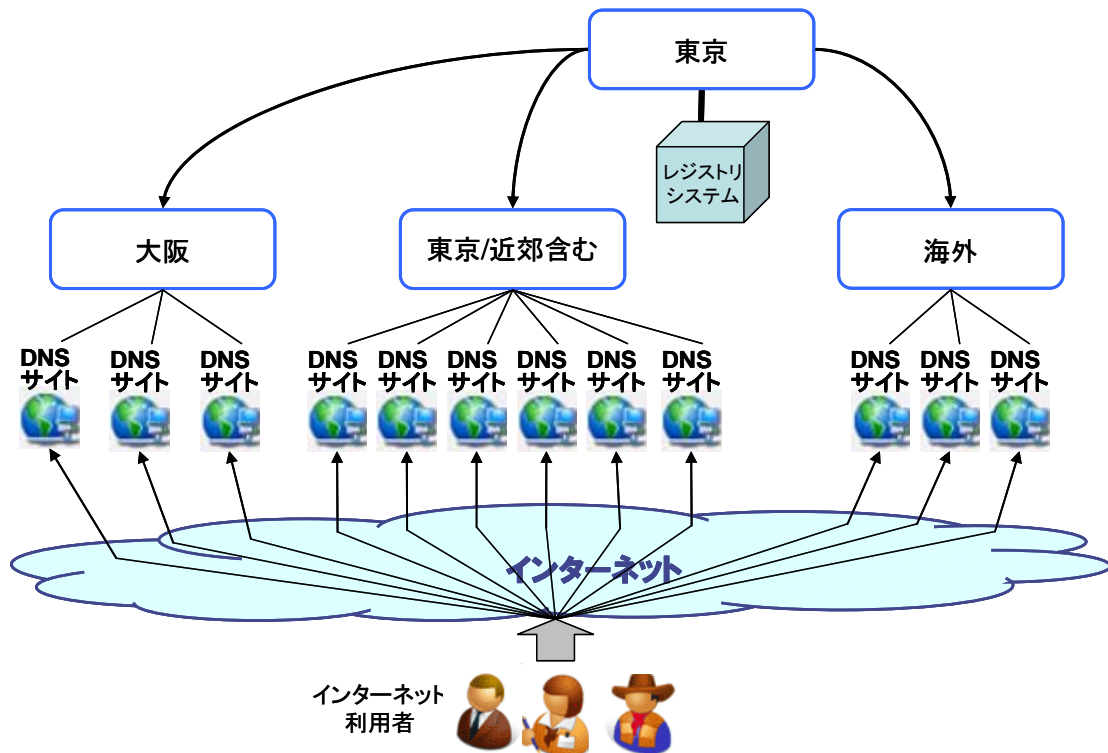


図 1-4 DNS の運用サイトイメージ (再掲)

[細目の具体化 20]

サービスレベルを満たす高頻度更新に耐えうるシステム構成となっていること

「.日本」の DNS データ更新のサービスレベルは、15 分に 1 回の更新頻度を実現することを目標とします。これを満たすため、以下の処理を自動的に行います。

- レジストリデータベースから DNS データの差分情報を 15 分に 1 回生成
- その差分情報をセカンダリ DNS サーバに転送

なお、ハードウェア・ソフトウェア及びネットワークは、これを実現することに十分耐えうるシステム構成とします。

[細目の具体化 21]

経営計画に対応した DNS のシステム拡張計画があること

当社は、ドメイン名登録数予測に基づいた投資計画を立案しております(資料 002 「「.日本」事業計画」参照)。

また、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な DNS 問い合わせ傾向を把握することで、投資計画を適宜見直し、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上、サーバの追加等の対応を行うことができるリソースを確保します。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 22]

障害時のダウンタイムを一定時間以内とする方策を講じていること

複数の DNS サーバを地理的・ネットワークトポロジー的に分散して複数配置しており、重要な機器は冗長化構成をとっているため、一部の DNS サーバがダウンしても、DNS システム全体としては停止しない仕組みを提供します。

また、DNS サーバやネットワークは、NOC による 24 時間 365 日の有人監視を実施し、障害の速やかな検知と迅速な復旧対応を実施します。

重要な機器については、代替機の準備やハードウェアベンダとのオンサイト保守契約締結等を実施することにより、ハードウェア障害発生時における迅速な復旧対応を実施します。

[細目の具体化 23]

DNS の IPv6 への対応が十分であること

「.日本」の複数の DNS サーバを、IPv6 のネットワークに接続し、それらの IPv6 のアドレスをルートゾーンに登録します。これにより、IPv6 を用いた DNS 問い合わせに対応します。

また、各登録者は各ドメイン名の DNS サーバの IP アドレスとして、AAAA レコードによる IPv6 アドレスを、「.日本」の DNS サーバに登録することを可能とします。

これらを実施することにより、十分な DNS の IPv6 対応を実現します。

[細目の具体化 24]

DNSSEC への対応が十分であること

「.日本」では、サービス開始時より DNSSEC に対応します。

なお当社は、「.jp」への DNSSEC 導入を 2011 年 1 月に実施することを既に決定しており、現在、ISP やルータベンダ等と技術検証や技術的課題の解決をはかりながら、導入計画を進めております†。

† : JP ドメイン名サービスへの DNSSEC の導入予定について
<http://jprs.jp/info/notice/20090709-dnssec.html>

[細目の具体化 25]

将来にわたって必要な機能や規格に追従する体制ができること

当社は、調査・技術研究を行う部門を設置しており、将来にわたって必要な機能や規格に追従する体制を既に確立しております。

ドメイン名や DNS に関する規格については、ICANN や IETF 等の活動に参加し、標準化の動向をフォローアップしております。

また、DNS サーバのソフトウェアについて、DNS の機能や規格に関する動向把握及び評価を適宜実施しております。特に DNS サーバのソフトウェアとしてトップシェアを誇る BIND について、次期バージョンである BIND 10 の開発プロジェクトに参加しており、将来にわたる DNS ソフトウェア開発を進めております。

[細目の具体化 26]

登録項目が DNSSEC に対応すること

「.日本」では、サービス開始時より DNSSEC に対応します。

ドメイン名登録者は DNSSEC の DS レコードを、「.日本」の DNS サーバに登録することが可能です。

Ⅲ レジストリシステム（登録システム）が安定的に運用されること

[細目の具体化 27]

繁忙期のトラフィックを賄うとともに十分な応答性を維持できる設計となっていること

レジストリシステムの申請インターフェースサーバを複数台用意し、負荷分散装置でトラフィックを分散させることで、繁忙期のトラフィックを賄うとともに十分な応答性を維持します。

また、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な申請量の傾向を把握することで、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上やサーバの追加等の対応が可能なリソースを確保します。

さらに、レジストリシステムの障害や DoS 攻撃等で、異常な量の申請が発生したときには、システムの安全を確保するために申請に対する一定のトラフィック制限を行う等の措置をとります。

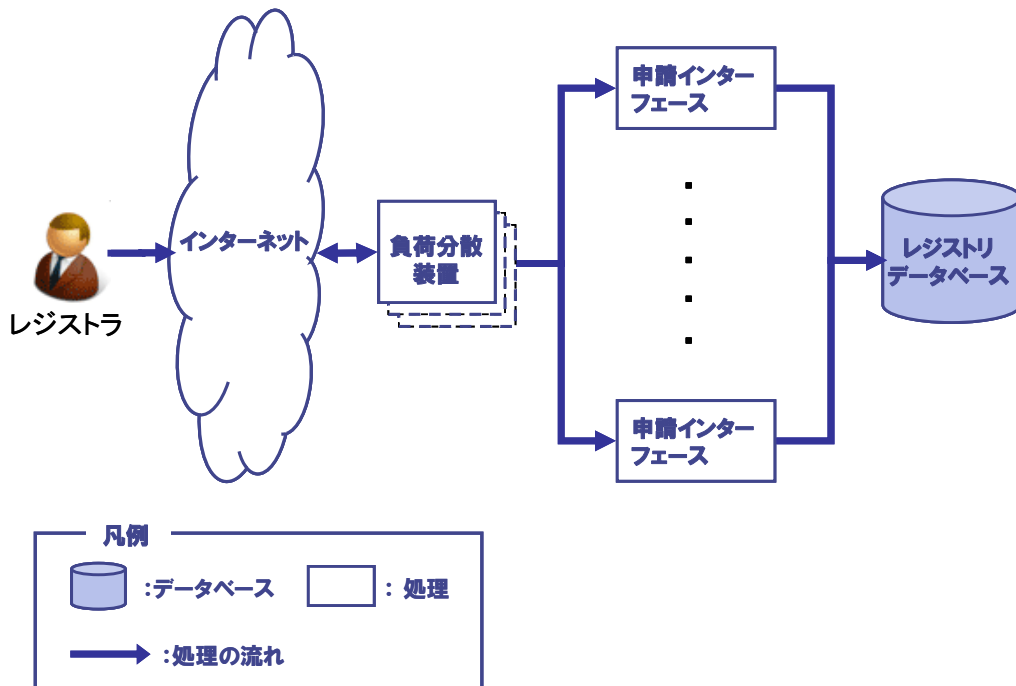


図 1-7 レジストリシステム負荷分散のイメージ

[細目の具体化 28]

登録者に関するデータの完全性が維持されること

ドメイン名登録者に関するデータは、レジストリデータベースに格納した上で、日次によりすべてのドメイン名登録者に関するデータを外部システムに取り出し、完全性のチェックを実施します。完全性のチェックに問題がある場合は、迅速な原因調査と必要な対応を実施することにより、ドメイン名登録者に関するデータの完全性を維持します。

「.日本」のレジストリシステムは、当社が現在運用している、汎用 JP ドメイン名レジストリシステムを拡張して実現します。このシステムでは、既に上記通りに完全性の確認処理及び対応を行っています。

[細目の具体化 29]

規定時間内にドメイン名を登録すること

申請からレジストリデータベースへの登録に要する処理時間は、通常数秒以内で処理できるものとします。

「.日本」のレジストリシステムは、当社が現在運用している、汎用 JP ドメイン名のレジストリシステムを拡張して実現します。汎用 JP ドメイン名のレジストリシステムでも、申請からレジストリデータベースへの登録は、数秒以内で処理しております。「.日本」の登録申請に対しても、ほぼ同等の処理時間で登録可能です。

[細目の具体化 30]

データのバックアップが適切に保持されること

バックアップメディアにデータのバックアップを日次で行います。バックアップメディアは、物理的に安全な場所に保管します。また、東京罹災時に備えたディザスターリカバリサイトを大阪に用意し、そのサイトにおいてもデータのコピーを日次で行います。

さらに、重要な登録情報については、データエスクローサイトに転送し、保管します。

[細目の具体化 31]

サービスレベルを満たす高頻度更新に耐えるシステム構成となっていること

サービスレベルを満たすためには、レジストリシステムの申請インターフェースサーバを複数台用意し、負荷分散装置でトラフィックを分散させることで、高頻度更新に耐えるシステム構成とします。

また、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な申請量の傾向を把握することで、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上、サーバの追加等の対応を行うことができるリソースを確保します。

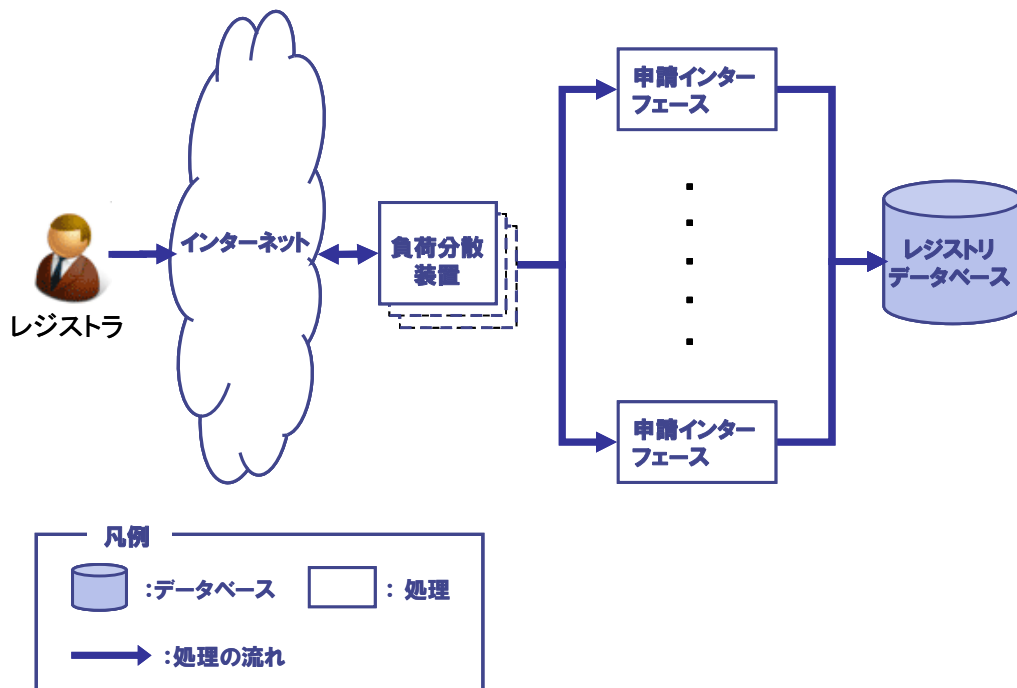


図 1-7 レジストリシステム負荷分散のイメージ (再掲)

[細目の具体化 32]

サービスレベルを満たす可用性を確保するための措置が講じられリソースが確保されること

レジストリシステムのうち、申請にかかわる重要な機器については、多重化構成等により、単一故障が発生してもサービスを継続し、可用性を確保する措置を講じます。

また、東京と大阪にデータセンターを有しております。これにより、大規模災害時等で東京サイトが稼働できなくなった場合、大阪サイトから機能の提供を行う仕組みを構築します。

外部とのネットワークについては、複数のネットワークとマルチホームで接続し、ネットワークの障害にも対処します。

また、NOCによる24時間365日の有人監視を実施し、障害時の迅速な復旧対応を行うためのリソースを確保します。

さらに重要な機器については、代替機の準備やハードウェアベンダとのオンサイト保守契約締結等を実施し、ハードウェア障害にも迅速な復旧対応を実施します。

[細目の具体化 33]

経営計画に対応した登録システムの拡張計画があること

当社は、ドメイン名登録数予測に基づいた投資計画を立案しております(資料 002 「「.日本」事業計画」参照)。

また、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な申請量の傾向を把握することで、投資計画を適宜見直し、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上、サーバの追加等の対応を行うことができるリソースを確保します。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 34]

レジストラの利便性に配慮したサービスインターフェースが提供されること

システム的な連携を求めるレジストラのために、トランザクションインターフェースを提供します。また、人手による申請を行うレジストラのために、Web インターフェースを提供します。

なお、サービスインターフェースについては、レジストラの意見を聞きながら、利便性の向上に努めます。

[細目の具体化 35]

登録システムへのアクセスおよび登録項目が IPv6 に対応すること

レジストリシステム（登録システム）を IPv6 ネットワークと接続し、レジストラからの IPv6 によるアクセスを可能とします。

またドメイン名登録者は、各ドメイン名の DNS サーバの IP アドレスとして、AAAA レコードによる IPv6 アドレスを、「.日本」の DNS サーバへ登録可能とします。

[細目の具体化 36]

EPP もしくはそれと同等な自動化プロトコルを備えていること

EPP と同等の機能をもつ自動化プロトコル（トランザクションプロトコル）を提供します。

「.日本」の申請には、当社が現在運用している、汎用 JP ドメイン名で用いられているトランザクションプロトコルを拡張したものを用います。

このトランザクションプロトコルについては、「汎用 JP ドメイン名登録のトランザクション型申請に関する技術仕様書」(資料 003)を御覧下さい。

【参照資料】

資料 003 : 汎用 JP ドメイン名登録のトランザクション型申請に関する技術仕様書

IV whois サーバが安定的に運用されること

[細目の具体化 37]

DNS サーバとの連携が適切に設計されていること

whois 公開情報と DNS 情報はともに、レジストリシステムがレジストリデータベースから自動生成し、whois サーバ及び DNS サーバに転送します。

レジストリデータベースに変更が加わると、図 1-3（再掲）に示すとおりその内容が、whois サーバ及び DNS サーバに伝わり、whois 公開情報と DNS 情報が同期された状態を維持します。

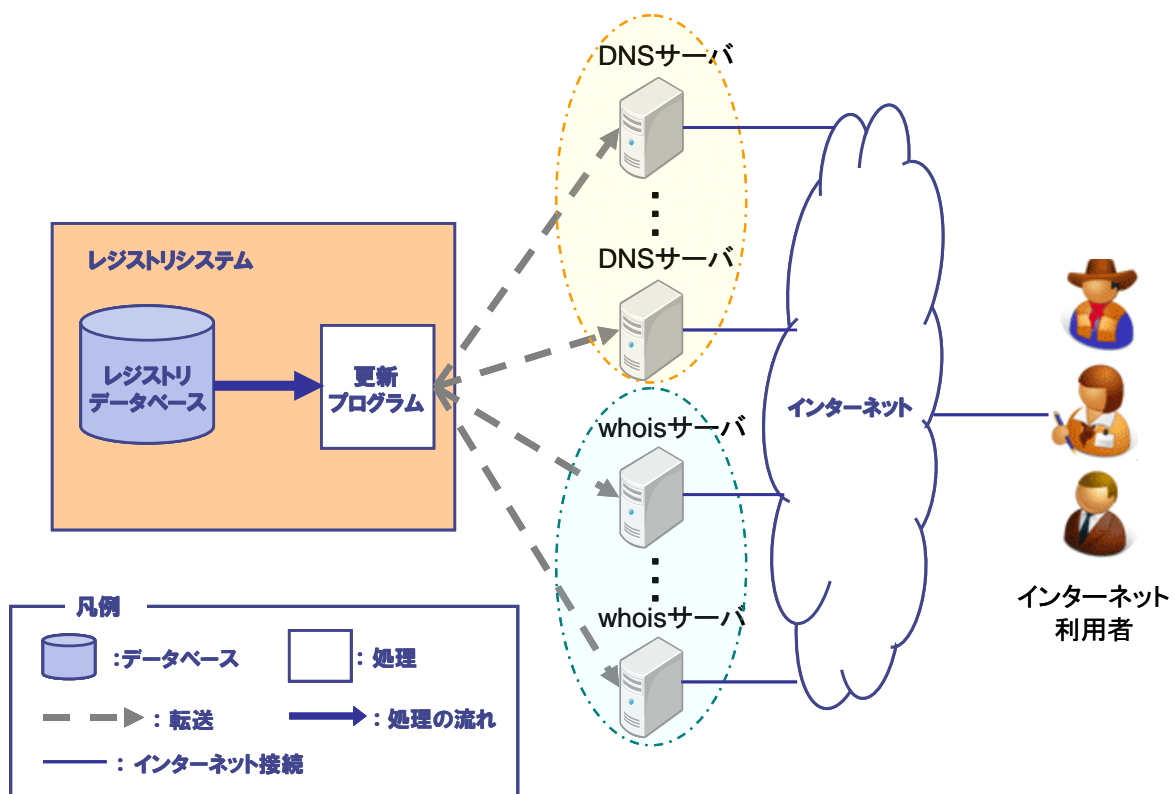


図 1-3 whois 公開情報と DNS 情報が同期される仕組み（再掲）

[細目の具体化 38]

whois システムへのアクセス、及び登録項目が IPv6 に対応すること

whois システムは IPv6 ネットワークと接続し、インターネット利用者からの IPv6 によるアクセスを可能とします。

また、各ドメイン名の DNS サーバの IP アドレスとして登録された IPv6 アドレスを表示します。

(whois 表示例)

Host Information: [ホスト情報]	
[Host Name]	ns. ドメイン名例. 日本
[IPv4 アドレス]	192.0.2.1
[IPv6 アドレス]	2001:0db8:0000:0000:0000:0800:200c:417a
[登録年月日]	2001/02/22
[有効期限]	2001/02/28
[最終更新]	2001/03/27 05:56:01 (JST)
Contact Information: [公開連絡窓口]	
[名前]	〇〇太郎
[Name]	Taro, Marumaru
[Email]	taro@example.jp
[Web Page]	http://example.jp/
[郵便番号]	101-0065
[住所]	東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号 千代田ファーストビル東館 13F
[Postal Address]	Chiyoda First Bldg. East 13F, 3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065, JAPAN
[電話番号]	03-0001-0001
[FAX 番号]	03-0000-0000

[細目の具体化 39]

登録項目が DNSSEC に対応すること

「.日本」では、サービス開始時より DNSSEC に対応しており、whois システムでは、各ドメイン名の DS レコードを表示します。

(whois 表示例)

Domain Information: [ドメイン情報]	
[ドメイン名]	ドメイン名例. 日本
[Domain Name]	xn--eckwd4c7cu47r2wf. xn--wgv71a
[登録者名]	イグザンプル株式会社
[Registrant]	Example Corporation
[Name Server]	ns1.example.jp
[Name Server]	ns2.example.jp
[Signing Key]	46086 7 2 (9C32DFED75C90C4271DD2830C410ABA56EEBA0 69C6415CCF759DAA8E5C9F02F7)
[登録年月日]	2001/02/22
[有効期限]	2001/02/28
[状態]	Active
[最終更新]	2001/03/27 05:56:01 (JST)
Contact Information: [公開連絡窓口]	
[名前]	〇〇太郎
[Name]	Taro, Marumaru
[Email]	taro@example.jp
[Web Page]	http://example.jp/
[郵便番号]	101-0065
[住所]	東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号 千代田ファーストビル東館 13F
[Postal Address]	Chiyoda First Bldg. East 13F, 3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065, JAPAN
[電話番号]	03-0001-0001
[FAX 番号]	03-0000-0000

[細目の具体化 40]

登録システムとの連携が適切に設計されていること

whois システムは、定期的に起動される更新プログラムにより、レジストリデータベースから whois データベースの情報の更新を行うことでレジストリシステム（登録システム）との連携を適切に行います。

whois システムとレジストリシステムとの連携は、図 1-8 に示します。

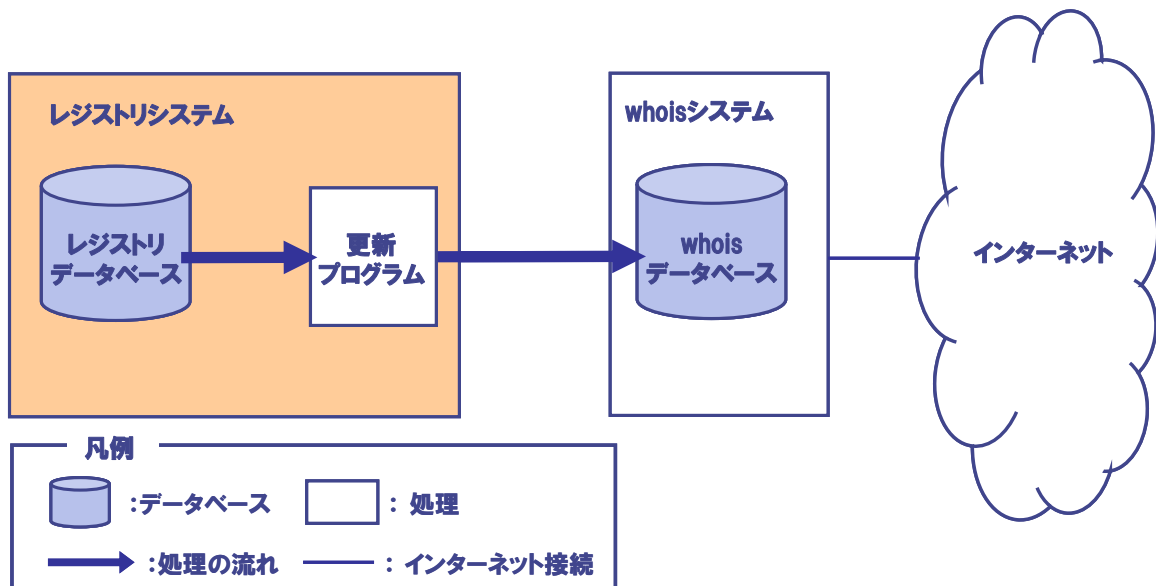


図 1-8 whois システムとレジストリシステムとの連携

[細目の具体化 41]

繁忙期のトラフィックを賄えるとともに十分な応答性を維持できる設計となっていること

whois サーバは、図 1-9 に示すとおり負荷分散装置で、トラフィックを分散させることで、繁忙期のトラフィックを賄えるとともに十分な応答性を維持します。

また、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な whois 問い合わせ量の傾向を把握することで、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上、サーバの追加等の対応を行うことができるリソースを確保します。

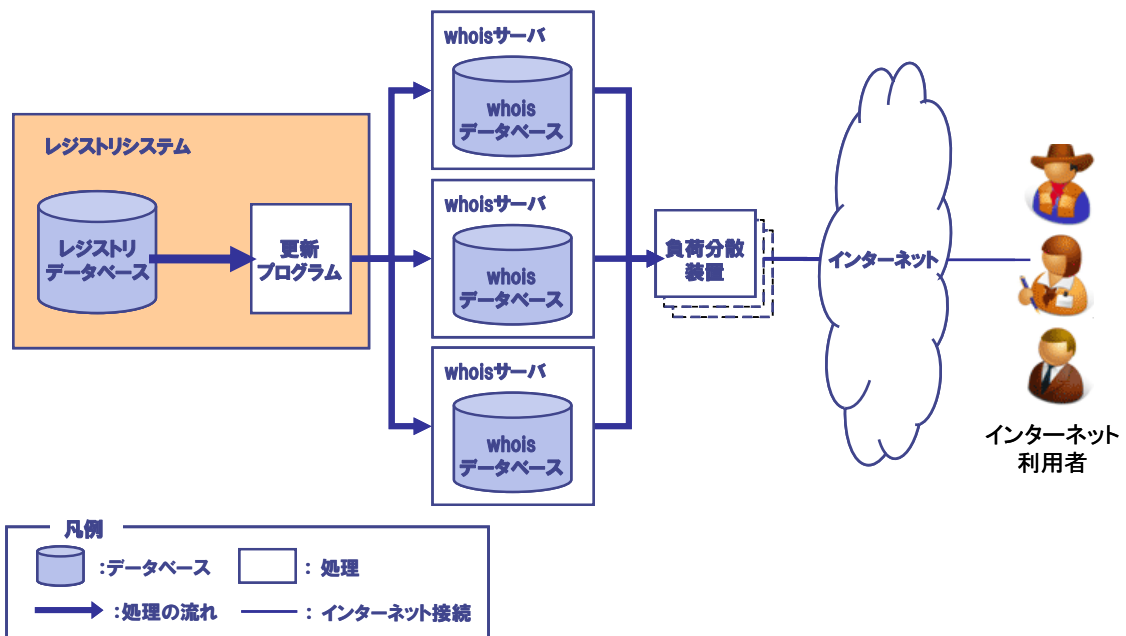


図 1-9 whois サーバの負荷分散の仕組み

[細目の具体化 42]

経営計画に対応した whois システムの拡張計画があること

当社は、ドメイン名登録数予測に基づいた投資計画を立案しております(資料 002 「「.日本」事業計画」参照)。

また、継続的にトラフィックの監視や応答性の監視を行い、定常的な whois 問い合わせ傾向を把握することで、投資計画を適宜見直し、必要に応じてサーバ及びネットワークの性能向上、サーバの追加等の対応を行うことができるリソースを確保します。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 43]

障害時のダウンタイムを一定時間以内とする方策を講じていること

whois サーバは、図 1-9（再掲）に示すとおり多重化構成等により、単一障害が発生してもサービスを継続し、可用性を確保する措置を講じます。また、whois サーバやネットワークは、NOC による 24 時間 365 日の有人監視を実施し、障害の速やかな検知と迅速な復旧対応を実施します。

外部とのネットワークについては、複数のネットワークとマルチホームで接続し、ネットワークの障害にも対処します。

重要な機器については代替機の準備、ハードウェアベンダとのオンサイト保守契約締結等を実施し、ハードウェア障害発生時にも迅速な復旧対応を実施します。

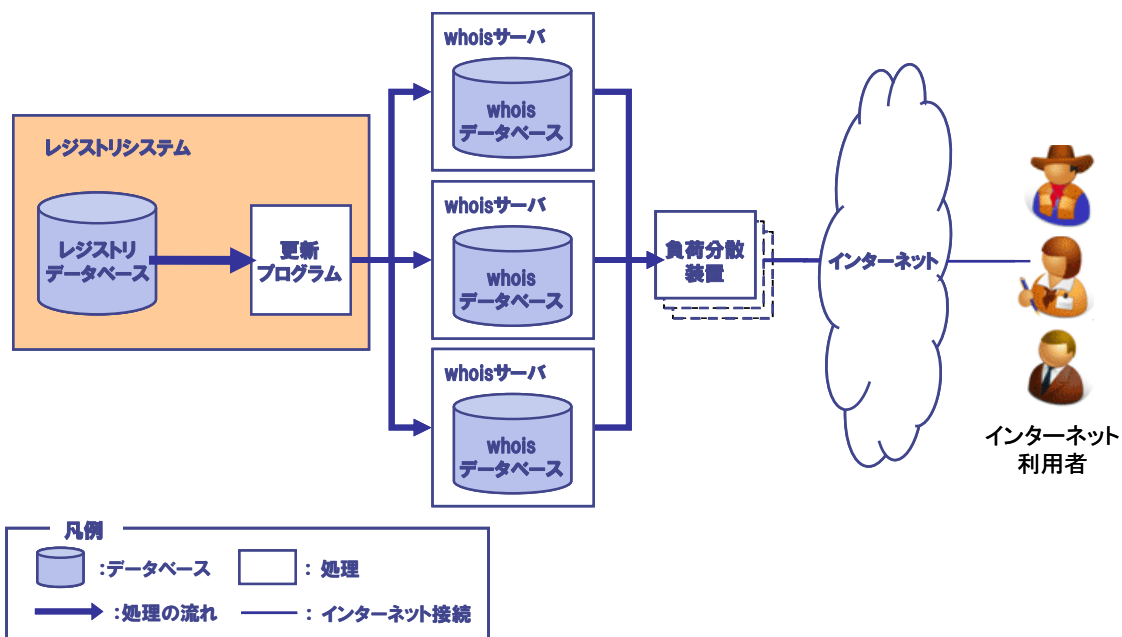


図 1-9 whois サーバの負荷分散の仕組み（再掲）

経営基盤及び事業計画

概要

(1) 経営基盤

当社は設立当初より、事業の公益性を踏まえたサービスの安定性・安全性の強化及び新サービスのための設備投資や業務の効率化を目的とした設備投資を重視した事業運営を行ってきております。2010年7月現在、有利子負債はなく、すべて自己資金により資金調達をしております。「.日本」の管理運営に伴う約50百万円の投資を含め、自己資金を基本とし、資金を調達する予定です。なお、「.日本」事業で得た利益について、当面は「.日本」事業のための投資原資とします。また、事業の公益性を考慮し、市場動向を含む外部環境の変化や災害等の不慮の事態にも即応できるよう、内部留保の確保も進めております。

また当社は、法人株主を募る際、日本を代表する企業を中心に広く声をかけ、①経営が長期にわたり安定している企業、②財務体質についても長期にわたり安定している、若しくは一定以上の格付がなされている企業、③社会的な信用力があると認められている企業、④当社の経営姿勢、事業内容等に理解のある企業、⑤インターネットコミュニティに対して技術力の提供による貢献を行っている企業、という5つの基準をもとに、当社事業を長期にわたりサポートいただけることを条件に株主になっていただいております。さらに、組織運営上の意思決定については、取締役会規則・職務権限規程・決裁規程等の社内規程を整備し、その仕組みを明確にしており、安定したガバナンスを実現しております。

「.日本」の事業運営に際しては、企画部門・業務部門・システム部門・経理部門等が「.jp」のレジストリ事業と同じ体制の中で運営します。当社は、「.jp」のレジストリとして、24時間365日のサービス提供やサービスの安定性・信頼性・継続性の維持、ドメイン名販売チャネルの構築・契約締結、登録規則の策定・変更等に係わるルール作りといった経営運営能力を既に備えております。既存の組織体制の枠組みを最大限活用することを前提に、「.日本」における必要なりソースを確保します。

(2) 事業計画

当社は、「.日本」のビジョンとして、①「.日本」と「.jp」の完全一致により、必要とする利用者が使える状態にしつつ社会的混乱を回避、②「.jp」のサービスに「.日本」の機能を付加することにより、利害当事者の総コスト最小のサービスを提供、③「.jp」システムとの一体化により、長期的・継続的運営を実現、の3点を考えております。当社が「.日本」と「.jp」を完全一致させた形でサービス提供することで、ユーザのニーズを満たしつつ混乱やコストを抑制して長期・継続的運営が可能となり公益性の実現につながります。

「.日本」のビジョンの実現にあたり、当社実施のアンケートに基づきドメイン名登録数の推移を予測した上で、向こう3ヵ年の事業計画を策定しております。事業計画では、収支計画として3年で単年度黒字、5年で累積損失の解消を目標とした計画を立てました。

また、既存のJPドメイン登録者に「.日本」利用の専有権が与えられるため、「.日本」ドメイン名が有効に活用されない恐れがあります。しかし、大きな需要が明確でない現時点では、完全一致で混乱なくスタートすることが望ましいと考えます。なお将来、「.日本」単独によるドメイン名登録の需要が増加した場合は、経済合理性・顧客利便性等を考慮し、「.日本」ドメイン名を登録すると「.jp」ドメイン名が予約される形での完全一致、若しくは部分一致によるドメイン名登録等についても検討し、必要に応じ実施します。

設備投資計画・人員計画及びデータエスクロー計画は、現行の「.jp」の設備・人員及び仕組みをベースとし、「.日本」機能で必要となるリソースを確保するための追加投資を計画します。ドメイン名の公開に関するルールや紛争処理ルールについても、JPドメイン名と同様に定め、公開します。また、サービス開始当初に生ずる混乱を予防するために、十分な事前説明を実施します。

※ 組織名の略称使用について

本書では、下表に挙げる組織名の略称を使用します。

表 組織名略称一覧

No.	略称	正式名称
1	APTLD	Asia Pacific Top Level Domain Association
2	ccNSO	Country-Code Names Supporting Organization
3	CENTR	Council of European National Top-Level Domain Registries
4	IAB	Internet Architecture Board
5	IAJapan	財団法人インターネット協会
6	IANA	Internet Assigned Numbers Authority
7	ICANN	Internet Corporation for Assigned Names and Numbers
8	IETF	The Internet Engineering Task Force
9	ISC	Internet Systems Consortium, Inc.
10	JAIPA	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
11	JANOG	日本ネットワーク・オペレーターズ・グループ
12	JPCERT/CC	一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
13	JPNIC	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
14	SSAC	Security and Stability Advisory Committee

目次

概要	1
(1) 経営基盤	5
I 健全な財務体質であること	5
II 安定したガバナンスであること	10
III 業務運営を円滑に行うための資源の手当てがされていること	13
IV 業務運営を円滑に行うための仕組みや制度が整っていること	17
(2) 事業計画	21
I 「.日本」のビジョンを描くこと	21
II ビジョンの実現を目指す事業計画を策定すること	28
III 事業計画の成否を左右する各項目について、適切かつ具体的な計画を作成 すること	38
IV 事業計画の実行に必要な規程やルール、方針等が、適切かつ具体的に決 まっていること	43

(1) 経営基盤

健全な財務体質であること、安定したガバナンスであること、業務運営を円滑に行うための資源の手当がされていること、業務運営を円滑に行うための仕組みや制度が整っていることについて記述すること。

I 健全な財務体質であること

[細目の具体化 1]

既存の本業（ジョイントベンチャの場合は親会社の本業）の過去 5 年間の経営成績及び向こう 3 年間の業績見込みが安定的かつ良好に推移していること

当社の過去 5 年間（2005 年度～2009 年度）の経営成績及び向こう 3 年間（2010 年度～2012 年度）の業績見込みについて、「2005 年度～2012 年度 財務情報」（資料 004）に示します。

過去 5 年間の営業収益は、前年比 100～105%で伸びており、2009 年度実績では、売上高は 3,056 百万円となり、営業利益は 547 百万円、経常利益は 555 百万円、当期純利益は 380 百万円となりました。

向こう 3 年間の業績見込みにつきましては、「.日本」の管理運営に伴う収益、投資及び運営コストを含め、毎年、営業収益は 3,100～3,400 百万円程度、経常利益は、290～460 百万円程度を確保する見通しです。

【参照資料】

資料 004：2005 年度～2012 年度 財務情報

[細目の具体化 2]

出資先・借入先から確実に資金調達が可能であること

2010年7月末現在、有利子負債はなく、自己資金により資金を調達しております。

今後も、「2005年度～2012年度 財務情報」(資料004)に示すとおり、「.日本」の管理運営に伴う約50百万円の投資を含め、自己資金を基本とし、資金を調達する予定です。

なお、当社設立当初(2000年)より、主要取引銀行は以下の3行であり、良好な関係を維持しております。

- 三菱東京UFJ銀行
- みずほ銀行
- 三井住友銀行

【参照資料】

資料004：2005年度～2012年度 財務情報

[細目の具体化 3]

投資等の在り方については事業の公益性を踏まえ適切であること

「.日本」の投資は、「.日本」事業で得た利益を原資とします。

当社は、「.jp」レジストリとして、新サービスの提供と機能向上のための設備投資や、業務の効率化を目的とした設備投資のみならず、事業の公益性を踏まえて、サービスの安定性・安全性の強化を目的とした設備投資を重視しております。

サービスの安定性・安全性のための設備投資は、計画的に実施しておりますが、事業の公益性を考慮すると、市場動向を含む外部環境の変化や災害等不慮の事態においてもサービスの安定性・安全性を確保することが必須です。このような事態に即応できるよう内部留保の確保も進めております。

また、事業の公益性を踏まえて、「2005年度～2012年度 財務情報」(資料004)に示すとおり、内部留保のうち一定額については、上記のような事態において必要となる投資に備える目的であることを明示するため、別途積立金として積み立てております。

「.日本」につきましても、上記と同様の方針です。

【参照資料】

資料004：2005年度～2012年度 財務情報

[細目の具体化 4]

有利子負債比率が適正であること

2010年7月末現在、有利子負債はなく、自己資金により資金を調達しております。

今後も、「2005年度～2012年度 財務情報」(資料004)に示すとおり、「.日本」の管理運営に伴う投資を含め、自己資金を基本として資金を調達する予定であり、外部からの借入は行わない予定です。

【参照資料】

資料004：2005年度～2012年度 財務情報

[細目の具体化 5]

総資本回転率が適性であること

2009年度の当社の総資本回転率は、95.7%です。

当社は、事業の公益性を踏まえて、市場動向を含む外部環境の変化や災害等不慮の事態にも即応し、サービスの安定性・安全性を確保できるよう内部留保の確保を進めております。

また当社は設立当初より、事業の公益性を踏まえたサービスの安定性・安全性の強化及び新サービスのための設備投資や業務の効率化を目的とした設備投資を重視した事業運営を行ってきております。

その結果、「2005年度～2012年度 財務情報」(資料004)に示す営業収益と総資産の金額を前提とすると、2012年度の総資本回転率は95.9%です。

これは、サービスの品質・安定性の向上と料金の低廉化を同時に追求している結果であり、公益性を踏まえた企業として、適正な総資本回転率であると考えます。

「.日本」事業開始後も、同様の考え方で事業を進めます。

【参照資料】

資料004：2005年度～2012年度 財務情報

Ⅱ 安定したガバナンスであること

[細目の具体化 6]

株主構成が安定していること（出資元の安定性についての確認）

当社は、法人株主を募る際、日本を代表する企業を中心に広く声をかけ、

- ① 経営が長期にわたり安定している企業
- ② 財務体質についても長期にわたり安定している、若しくは一定以上の格付がなされている企業
- ③ 社会的な信用力があると認められている企業
- ④ 当社の経営姿勢、事業内容等に理解のある企業
- ⑤ インターネットコミュニティに対して技術力の提供による貢献を行っている企業

という基準をもとに、当社事業をサポートいただけることを条件に株主になっていただいております。

また、「現在事項全部証明書」（資料005）に記載のとおり、当社は非公開会社であり、株式を譲渡するには取締役会の承認が必要となっております。

すなわち、当社事業の公益性を理解し、またその安定がインターネット全体の安定性・安全性につながることを理解し、長くサポートいただける法人に当社株主になっていただいているため、株主構成は安定しているといえます。

上位10位の株主には、「上位10位の株主（平成21年度事業報告書より抜粋）」（資料006）に示すとおり、次のような法人が入っております。

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ
株式会社ASJ
株式会社SRA
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
KDDI株式会社

GMOインターネット株式会社
ソニー株式会社
第一生命保険株式会社
TIS株式会社
東日本電信電話株式会社
株式会社日立製作所

【参照資料】

資料005：現在事項全部証明書

資料006：上位10位の株主（平成21年度事業報告書より抜粋）

[細目の具体化 7]

取締役会議事録と決裁制度が整備され組織運営の柱となっていること

当社は、会社法に基づき、取締役会議事録を作成しております。

また、組織運営上の意思決定につきましては、「主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）」（資料 007）に記載のとおり、取締役会規則・職務権限規程及び決裁規程を整備し、その仕組みを明確に規定しております。

これらは、内部監査及び監査役の監査対象となっております。

【参照資料】

資料 007：主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）

Ⅲ 業務運営を円滑に行うための資源の手当てがされていること

[細目の具体化 8]

「.日本」に係わる事業の責任者と担当部門が明確になっていること

現在、当社は「.jp」のレジストリ事業を運営しており、「.日本」についても同様の体制で運営します。企画部門・業務部門・システム部門・経理部門等、レジストリ事業を構成する各部署の役割については組織規程及び職務分掌規程（資料 007「主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）」参照）において明確に規定しております。

また、「.日本」事業に係わる責任者は、「.jp」事業の責任者と同じく代表取締役社長東田幸樹とします。

【参照資料】

資料 007：主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）

[細目の具体化 9]

(外部への委託作業を含め) 業務運営の全体像とそれぞれの関係部署の役割分担が明確になっていること。また、業務運営の統括部署が明確になっていること

基本的に、ドメイン名登録処理や DNS 運用を含め、全機能を当社内の体制により実施します。

その体制は、現在運営しております「.jp」事業の体制の中に組み込み、業務運営の統括部署は業務部門となります。各部署の役割については組織規程及び職務分掌規程（資料 007「主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）」参照）において明確に規定しております。

【参照資料】

資料 007：主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）

[細目の具体化 10]

DNS やレジストリ業務にスキルをもった要員の配置、社内教育制度の整備等、必要な技術力を維持向上する体制が整っていること

当社は既に、DNS やレジストリ業務の運用を 10 年以上経験している要員も含め、必要なスキルに習熟した要員を配置して「.jp」のレジストリ事業を運営しております。「.日本」のレジストリ事業においても、その要員により運営します。

また、DNS やレジストリ業務の運用に習熟した要員による OJT の他、社内教育制度を以下のように整備しております。

- (1) 新入社員基礎研修
ITスキル等の基本知識・技能、社内全部署の業務内容に関する研修を入社後3～5ヶ月程度実施
- (2) 階層別・職掌別研修
組織マネジメント等階層に応じた研修、配属部署の業務に必要な技術獲得等職掌に応じた研修等を各社員が受講
- (3) 各種実務セミナー
新技術獲得のためのセミナー等、実務能力を上げるための研修を各社員が必要に応じ受講
- (4) 資格取得・英会話・通信教育等の自己啓発支援 等

[細目の具体化 11]

24 時間 365 日運用し続けるために必要な措置が講じられリソースが確保されていること

「.日本」のサービスは、「.jp」のサービスと同様、計画された定期メンテナンスを除き、自動化されたシステムにより、24 時間 365 日の提供を行います。当社ではシステムの 24 時間 365 日の有人監視により、システムの停止や異常を即時検知できる仕組みを構築しており、担当社員等、必要なリソースを確保しております。

夜間・休日は担当社員を決め、指紋認証と暗号化された通信を利用した遠隔操作による対応や、システム障害発生場所に速やかに駆けつけての障害復旧等の対応ができる体制を確立しております。

なお、上記体制は現在「.jp」に対して稼動しており、「.日本」は「.jp」の体制の中で対応します。

IV 業務運営を円滑に行うための仕組みや制度が整っていること

[細目の具体化 12]

最新の技術動向を反映した業務マニュアルの更新が継続的に行われていること

当社では、サービス改定プロセスの一環として業務マニュアルの更新を実施しており、年次及び半期ごとにサービス改定案件及び業務マニュアルに反映すべき内容の見直しを行っております。

最新の技術動向を踏まえ、当社サービスやシステムに取り入れるべき技術については、この見直しの中で検討対象としております。なお、セキュリティ上の措置等、緊急の対応を要するものは、これに限らずに適宜実施しております。

最新の技術動向は、ICANN・技術標準化推進団体・世界各地の ccTLD 連合組織・オペレーターコミュニティ等への継続的な参加により各種情報と共に収集し、把握しております。

事例としては、IPv6 への完全対応（TLD としては世界初）時における業務マニュアルの更新があります。

[細目の具体化 13]

ハードウェア、ソフトウェア、プロトコル等の技術要素に対してマルチチャネルで情報収集や調達を行うこと

当社は、インターネットプロトコルの標準化を実施する IETF に積極的に参画し、標準化に関する議論及び情報収集を行っております。また、DNS サーバのトップシェアである BIND 開発元の ISC と連携し、技術情報の交換及び次世代 DNS サーバの共同開発を行っております。加えて、他 TLD 等やインターネットコミュニティとの連携を行い、技術情報の収集を行っております。さらに、最新情報収集の場として、HOSTING-PRO・Internet Week・Interop Tokyo・JANOG 等での講演や展示説明も活用しております。

また当社は、指定事業者に対し定期的な会合（パートナーズミーティング（年 1 回 2 会場）・技術セミナー（年 1 回 2 会場））の開催や、個別訪問する等により、指定事業者との技術情報交換を行っております。

さらにコミュニティにおける活動の他、国内のプロバイダ・ハードウェアベンダ及びソフトウェアベンダとの情報交換を積極的に行っております。

設備設計や機器調達においても、複数のハードウェアベンダやソフトウェアベンダ等からの技術提案を受けており、幅広く技術情報を収集しております。

これらの活動により、ハードウェア・ソフトウェア・プロトコル等の技術要素に対して、マルチチャネルで情報収集や調達を行い、実際の DNS 運用やレジストリシステム運用への反映が必要なものを洗い出し、適宜対応する体制を構築しております。

[細目の具体化 14]

DNS、大規模サーバの運用業務の質に関する評価の仕組みが確立しており、質を維持する方策が明らかになっていること

当社は、システムの安定運用及びシステム運用業務の改善のための取り組みを計画的に実施しております。また、実際の運用状況に対する評価に基づき、短期的及び中長期的な計画に適宜修正を施しながら、質の維持を行う方策を立案し、実行しております。

また当社では、DNS やサーバ運用業務の質に関する評価を行うために、「月次システム運用報告」を作成しており、システム障害発生状況月次推移や機器運用監視状況報告等について、システム運用部門の定例会議において報告が行われます。この報告は経営層及び他部門長にも月次で報告され、経営層及び他部門長により評価が行われます。この評価結果より、システム運用部門において、運用業務の質の維持・向上のための改善計画を立案し、計画に基づく短期的対応及び中長期的対応を実施しております。

「.jp」のサービスにおける一例として、月初めにドメイン名登録申請トラフィックが集中する傾向にありますが、その状況を監視・把握・評価し、集中緩和対策を立案し、トラフィックを平準化する仕組みを組み込み、その仕組みを運用しつつ評価し、緩和策を改善、実施するという PDCA が実施され、現在は安定的な平準化が図られています。

[細目の具体化 15]

ドメイン名販売チャネルの構築（＝指定事業者制度の導入等）及びそのための契約締結、登録規則の策定・変更等に係わるルール作りといった組織運営能力が備わっていること。

当社は、「.jp」のレジストリ業務において、登録規則の策定や指定事業者制度の導入を実施しており、ドメイン名販売チャネルの構築及びそのための契約締結・登録規則の策定や変更等に係わるルール作りといった組織運営能力が、既に備わっております。

「.jp」においては、登録規則の方針等を大きく変更する場合、多様な分野の外部専門家からなる JP ドメイン名諮問委員会に、変更方針等を諮ります。変更の 2 ヶ月前には、指定事業者やドメイン名登録者に変更方針等を通知します。指定事業者に対しては、パートナーズミーティング等の会合の場で変更方針等を説明する手順を組織として有しており、円滑なルール作りや導入等の組織運営に努めております。

上記のように、ドメイン名販売チャネルの構築や契約締結、登録規則の策定・変更等に係わるルール作りといった組織運営能力を当社は備えております。ただし、「.日本」においては「.jp」の枠組みをそのまま利用し、「.日本」のサービス内容や運営方針は、「.jp」の規則及び契約書に「.日本」に関する内容を必要に応じ追加することにより策定する予定です。これにより、新たなドメイン名販売チャネルの構築やルール作りを不要とします。

なお、「.jp」におけるルールは、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」（資料 008）、「汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則」（資料 009）、「汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約書」（資料 010）等として策定しております。

【参照資料】

資料 008：汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則

資料 009：汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則

資料 010：汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約書

(2) 事業計画

「.日本」のビジョンを描くこと、ビジョンの実現を目指す事業計画を策定すること、事業計画の成否を左右する各項目について、適切かつ具体的な計画を作成すること、事業計画の実行に必要な規定やルール、方針等が、適切かつ具体的に決まっていることについて記述すること。

I 「.日本」のビジョンを描くこと

[細目の具体化 1]

ccTLD「.日本」をどんなドメイン名にしていくつもりかという具体的なビジョンを有していること。

当社では、「.日本」のビジョンとして以下の3点を考えております。

- (1) 「.日本」と「.jp」の完全一致により、必要とする人が使える状態にしつつ社会的混乱を回避
- (2) 「.jp」サービスに「.日本」の機能を付加することにより、利害当事者の総コスト最小のサービスを提供
- (3) 「.jp」システムとの一体化により、長期的・継続的運営を実現

「.日本」の3点のビジョンに関する詳細については後述しますが、当社が「.日本」のレジストリとなり、「.日本」を「.jp」と完全一致させた形で提供することで、「.日本」におけるドメイン名登録者やインターネット利用者等へのニーズを満たし、社会的混乱の回避や利害当事者のコスト負担を抑制します。また、「.日本」のレジストリ業務の長期的・継続的運営が可能となり、公益性の実現につながると考えます。当社は、このような「.日本」のサービス提供を通じて、当社の企業理念に掲げる「インターネットの発展に寄与し、人と社会の豊かな未来を築くことに貢献」を実現したいと考えております。

- (1) 「.日本」と「.jp」の完全一致により、必要とする人が使える状態にしつつ社会的混乱を回避

インターネット利用者の広がり、個人、とりわけ幼年層及びシニア世代の利用拡大により、URL をすべて日本語で表現したいというニーズの高まりが今後期待されます。

現時点では、「.日本」に対するインターネット利用者の具体的なニーズは明確ではありません。「ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果」（資料 011）に示すとおり、当社が行った調査結果からは、当初の「.日本」のドメイン名登録者は 10 万人程度ではないか、と推測しています。しかし、インターネットは人々の自由な創意工夫で発展してきました。「.日本」も、ひとたび導入されれば、インターネットコミュニティにおいて、様々な活用のアイデアが生み出され、ニーズが高まることも考えられます。したがって、ニーズが明確に見えない中でも、「.日本」のサービス提供を開始する意義はあるものと考えます。

新しいドメイン名空間である「.日本」のサービスを開始するに当たり、サービスを受ける側のメリットと社会的混乱の回避を両立させることが、「.日本」レジストリの最重要課題であると考えます。そこで当社は、「.日本」のドメイン名登録者と「.jp」のドメイン名登録者を完全に一致させること（以下、「完全一致」と言います。）を提案します。

「ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果」（資料 011）に示すとおり、当社が行った調査では、半数を超えるドメイン名登録者が「.日本」と「.jp」は完全一致であるべきと回答しています。すなわち、一般には「.日本」が「.jp」の読替えであるにとらえるインターネット利用者が多いと考えられます。したがって、「.日本」と「.jp」を分離すると、社会的混乱が生じることが予想されます。

例えば、「.日本」と「.jp」を完全分離により「.日本」のサービス提供を開始した場合、インターネット利用者が意図したものとは異なる Web サイトにアクセスしてしまい、フィッシングの被害に遭う危険があります。また、ある商標と同一若しくは類似の文字列を、商標権の所有者とは異なる第三者が不正の目的で「.日本」の下に登録するサイバースクワッティングの被害に遭う危険もあります。「.日本」と「.jp」の完全一致による「.日本」のサービス提供では、このような社会的混乱を防ぎ、インターネット利用者や商標権の所有者等の不安を払拭する

ことができます。

完全一致のもとでは、「.jp」のドメイン名登録者に対して、「.日本」における同じ文字列のドメイン名を自動的に保護することが可能です。これにより、「.jp」のドメイン名登録者は、防衛的登録を強制されることはありません。フィッシングの被害等、インターネット利用者が想定しないWebサイトにアクセスして混乱をきたすことも抑止できます。

なお将来、「.日本」単独によるドメイン名登録の需要が増加した場合は、経済合理性・顧客利便性等を視野に入れ、「.日本」ドメイン名を登録すると「.jp」ドメイン名が予約される形での完全一致、若しくは部分一致によるドメイン名登録等についても検討し、必要に応じ実施します。

- (2) 「.jp」サービスに「.日本」の機能を付加することにより、利害当事者の総コスト最小のサービスを提供

「.日本」が「.jp」のサービスに付加された形で提供されれば、指定事業者は、「.jp」のサービスモデルを「.日本」でも活用でき、追加的コストをかけて「.日本」のための特別な仕組みを新たに構築する必要がありません。また当社は、「.jp」の登録管理において既に実績を持つ枠組みを活用するため、「.日本」のレジストリとしての運用コストも抑えられます。

さらに、完全一致にすることにより、すぐに使う予定のないJPドメイン名登録者は、「.日本」ドメイン名の防衛的登録は不要です。インターネット利用者も、「〇〇.jp」と「〇〇.日本」でドメイン名登録者が違うかもしれないという不安を抱きつつ、「〇〇.日本」を入力するという心理的コストがなくなり、また、望まないホームページに誘導されることも少なくなります。

したがって、「.日本」導入による多様な利害当事者の総コストが小さくなります。

(3) 「.jp」システムとの一体化により、長期的・継続的運営を実現

ドメイン名及び DNS を管理運営する事業は、社会的状況や経済的状況が変化する事業環境においても、長期的かつ継続的に遂行されなければなりません。

「.jp」のレジストリである当社では、既に「.jp」のドメイン名登録管理及び DNS の運用を通じ、インターネット基盤を 24 時間 365 日支えております。当社が「.日本」のレジストリとなり、「.jp」の登録管理及び DNS 等のシステムに「.日本」を付加することで、長期的、継続的で安定した運営を実現します。

【参照資料】

資料 011：ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果

[細目の具体化 2]

レジストリ業務が公共性を持つことを認識した上で創造性や新規性を発揮し、全世界のインターネットコミュニティの発展に資すること。

当社は、日本のインターネットコミュニティに資するよう、創造性や新規性を発揮した「.jp」の登録管理業務を運営しております。さらに、ccTLDのレジストリとして、世界全体のインターネットコミュニティの一員であるという自覚に基づき、公益性のある業務を遂行しています。

例えば、JPCERT/CC 等との協力関係を提案・構築し、指定事業者とも協力しつつフィッシングサイトを迅速に閉鎖する仕組みを築いてきました。これら努力の結果として、「.jp」は、世界一安全な ccTLD であるとの評価を得ております†。

† : McAfee のセキュリティ研究レポート「危険な Web サイトの世界分布」
http://www.mcafee.com/japan/security/mtmw_2009.asp

ドメイン名の登録管理と DNS の運用を、より安定的で信頼性の高いものにするためには、最新で高度な技術とその適切な運用が欠かせません。そのために当社では、インターネットを取り巻く環境の劇的変化や拡大する社会ニーズに対応するための新技術の研究・開発やポリシーの策定に、積極的に取り組んでおります。

具体的には、DNS のセキュリティを高める DNSSEC 等の新技術の研究・開発、日本語 JP ドメイン名の利用環境の整備・推進、JP ドメイン名に関する紛争処理方針 (JP-DRP) の実施、JP ドメイン名の IPv6 対応等の先進的な取り組み等を行ってきました。特に、IPv6 に関する世界的貢献については、2004 年 7 月に ICANN から表彰を受けました。

また当社は、国際的なインターネット関連組織の一員として、安定的、高品質な新しいサービスの構築にも貢献しております。

当社堀田博文は、ICANN の種々の Working Group 議長やメンバー、また ccNSO 評議会のメンバーとして、ICANN と世界の ccTLD レジストリの

関係正式化の枠組みの確立、ICANN の IDN ccTLD Fast Track 実装計画及び IDN ccTLD の恒久的ポリシーの策定等に参画・牽引しております。TLD の国際化は、インターネット創設以来の新機軸であり、ポリシーが定義されていない課題を多々含んでおります。当社は、「.日本」はもとより、全世界の IDN ccTLD をより良いものにすべく、ICANN、他 ccTLD 及び gTLD と協調しながら、そのような課題に取り組んでおります。

加えて、インターネット関連技術の国際標準を定める IETF にも参加し、各種の提案を行っております。例えば IDN のプロトコル改定に際し、中国・韓国及び台湾の ccTLD レジストリと共同での課題解決に向けた提案活動（米谷嘉朗）や、国際化電子メールアドレス (EAI) の規格を定めた RFC5504 † の著者（藤原和典）としての実績等を残しております。

さらに、2005 年 12 月より、WIDE プロジェクトが実施してきた M ルート DNS サーバ運用に共同運用者として参加しております。JP ドメイン名の DNS 運用経験を活かしたルートサーバ運用への貢献を通じ、全世界のインターネットコミュニティの発展を支えております。

また、ccTLD レジストリの地位向上に関しても、国際レベルで取り組んでいます。APTLD（アジア太平洋地域の ccTLD 連合）の理事として大橋由美が、CENTR（欧州地域の ccTLD 連合）に堀田博文が、DotAsia（アジア太平洋地域を代表する TLD）の理事として遠藤淳が参加し、世界的な ccTLD の理解向上、地位向上に努めています。

当社は今後も、安定的で信頼性の高い運用を継続しつつ、創造性、新規性を追求した開発・研究・普及活動及び国際貢献を通じ、豊かなインターネット社会の構築に努めます。

なお、関連する当社活動内容の一部について、資料 012 「対外発表実績」に掲載します。

† : RFC5504 Downgrading Mechanism for Email Address Internationalization

【参照資料】

資料 012 : 対外発表実績

[細目の具体化 3]

ビジョンの策定にあたっては、「.jp」が実現している安定性・継続性を確保する等、「.jp」並みの信頼を利用者、ドメイン登録者から得ることを前提とすること。

当社は、「.日本」のドメイン名登録者と「.jp」のドメイン名登録者を完全に一致させ、「.日本」を「.jp」の付加サービスとして提供することで「.日本」においても「.jp」と同様の安定性や継続性を確保します。

「.jp」では、この安定性や継続性を、契約と運用によって実現しています。

契約については社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)との間で「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」を締結しており、JPNIC が「.jp」の公共性の担保と監視を行っています。「.日本」においては、公募要領の 7-(3)に記述されている「公共性の確保等に関する契約」を求められていますが、これについては JPNIC との「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」を「.日本」にも適用することとし、JPNIC にもその旨了解を求めます。

また、運用については、今後の「.日本」のサービス提供においては、既に有効に機能している JP ドメイン名諮問委員会、指定事業者との会合（パートナーズミーティング、技術セミナー、新規指定事業者向けセミナー）等の枠組みを有効利用し、「.jp」と同等の信頼をインターネット利用者やドメイン名登録者から得るべく努力します。

これらの契約と運用の仕組みにより、「.日本」のドメイン名登録者のニーズを満たしつつ、社会的混乱を回避し、インターネット利用者やドメイン名登録者の期待に沿うサービスを、「.jp」が実現していると同等のレベルで安定的かつ継続的に提供し、インターネット利用者やドメイン名登録者からの信頼を得ることができると考えます。

II ビジョンの実現を目指す事業計画を策定すること

[細目の具体化 4]

ビジョンを定量的な目標とし、その実現を目指した「.日本」レジストリ事業の向こう3ヵ年の事業計画を策定していること

当社実施のアンケート結果に基づき、「.日本」のドメイン名登録数推移を予測し、システム及び業務の設計を通して費用を見積もりました。これに基づく「.日本」の事業計画を「「.日本」事業計画」(資料002)に示します。

事業計画では、「.日本」のビジョンとして掲げた、

- (1) 「.日本」と「.jp」の完全一致により、必要とする人が使える状態にしつつ社会的混乱を回避
- (2) 「.jp」サービスに「.日本」の機能を付加することにより、利害当事者の総コスト最小のサービスを提供
- (3) 「.jp」システムとの一体化により、長期的・継続的運営を実現を実現させるための実行計画を策定しており、収支計画については3年以内の単年度黒字、5年以内の累積損失の解消を目標とした計画となっております。

【参照資料】

資料002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 5]

SLD の導入の有無を明らかにすること

当社は、当初、SLD（第 2 レベルドメイン）の導入は行わず、汎用 JP ドメイン名と同じく第 2 レベルへの直接登録の形式で「.日本」のサービスを開始します。

汎用 JP ドメイン名空間では日本語ラベルの登録も受け付けており、「.日本」との親和性が高いと考えられることから、「.日本」については、汎用 JP ドメイン名空間との完全一致にて運用開始します。

当初は、属性型・地域型 JP ドメイン名空間すなわち、第 3 レベル以降に登録された JP ドメイン名（例えば「〇〇.co.jp」）に対応する「.日本」ドメイン名（例えば「〇〇.co.日本」）は、登録できません。しかし、需要が第 2 レベルへの登録よりもさらに小さいと考えられ、また当該 JP ドメイン名登録者以外も登録できず完全一致の原則に則っているということから、サービス開始時に第 2 レベルへの直接登録だけとすることは、合理的であると考えます。

なお、「.日本」と属性型・地域型 JP ドメイン名空間との関連付けについては、導入後の「.日本」の利用状況の変化等を踏まえ、必要に応じ検討予定です。

[細目の具体化 6]

業務運営における効率向上の目標値や安定性向上の施策が事業計画の中で明確であること

当社は「.日本」のサービス及びシステムを「.jp」のサービス及びシステムに付加する形で提供する予定です。これにより、「.日本」の業務運営は、「.jp」と同等の効率・安定性及び安全性を目標とします。また、スケールメリットを活かした効率の良い業務を遂行します（資料 002 「「.日本」事業計画」参照）。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 7]

事業計画通りに推移した場合の当該会社の向こう 3 年間の予想貸借対照表と損益計算書を作成していること

「2005 年度～2012 年度 財務情報」(資料 004) に示すとおり、向こう 3 年間 (2010 年度～2012 年度) の予想貸借対照表及び損益計算書を作成しております。

なお、予想貸借対照表及び損益計算書は、「「.日本」事業計画」(資料 002) の収支計画も織り込んで作成しております。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

資料 004 : 2005 年度～2012 年度 財務情報

[細目の具体化 8]

ドメイン名の登録方針において、「.jp」との間で、完全一致、部分一致、完全分離のいずれかの計画があればそれを記載し JP レジストリを始めとする他のレジストリとの連携の計画があればその実装の考え方を示すこと、及び、完全一致・部分一致の場合には、「.jp」とのDB連携方式又はDB連携を行わない場合は代替策を明らかにすること。また、それぞれの運用ルールを採用する場合のデメリット（完全一致の場合は「.日本」ドメインが有効に活用されないおそれがあること等。完全分離の場合は「.日本」における新たなドメイン名紛争の発生や登録者が異なることについて利用者の混乱を招くおそれがあること、登録商標を用いたドメイン名の登録について商標権者に配慮した措置が求められること等）等への対応策が明確・具体的であること

当社は、「.日本」のドメイン名登録者と「.jp」のドメイン名登録者を完全に一致させることとします。また、「.日本」の登録管理サービス及びシステムを「.jp」に付加する形で提供します。

当社は、「.jp」のレジストリであるため、そのレジストリデータベースを管理しています。その各レコード（つまり「.jp」に関する情報）に対して、「.日本」の利用に関する情報を追加します。これだけで、完全一致による「.日本」を利用可能とする情報が設定されたこととなります。

完全一致の場合、既存の JP ドメイン名登録者に「.日本」利用の専有権が与えられるため、「.日本」ドメインが有効に活用されないおそれがあります。しかし、

- 現時点で「.日本」を活用したいドメイン名登録者は少ないこと（「ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果」（資料 011）に示すとおり、当社の調査結果に基づく推測では、当初は 10 万人程度）
- JP ドメイン名空間は、JP-DRP、商標優先登録（汎用 JP ドメイン名の場合）等により商標・商号保有者には一定の満足を与えている空間であること
- 「.日本」が「.jp」の読替え、又は「.jp」と同一の空間であることからインターネット利用者が多い（当社の調査結果に基づく推測では

インターネット利用者の半数以上) ため「.日本」と「.jp」のドメイン名登録者が違う可能性があるためと混乱が大きいこと

- 利害当事者の総コスト最小のサービスを提供すべきであること

から、若干の有効活用のためだけで大きな混乱を起こすよりも、完全一致で混乱なくスタートし、将来必要に応じ部分一致に向かうのが合理的であると考えます。

なお将来、「.日本」単独によるドメイン名登録の需要が増加した場合は、経済合理性・顧客利便性等を考慮し、「.日本」ドメイン名を登録すると「.jp」ドメイン名が予約される形での完全一致、若しくは部分一致によるドメイン名登録等についても検討し、必要に応じ実施します。

【参照資料】

資料 011 : ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果

[細目の具体化 9]

適切な準備期間を事業計画で設定していること (=サービス開始予定年月日の見積りが正確であること)

インターネットドメイン名協議会（以下、「協議会」と言います。）からの審査結果の通知が 2010 年 10 月末と仮定し、準備期間は以下のように想定しております。ただし、日本国内における各種調整、ICANN との契約調整等に要する期間の長短により、若干前後することになると考えます。

- 2010 年 10 月 : 協議会からの審査結果通知
- 2011 年 2 月 : ICANN への「.日本」委任申請
- 2011 年 7 月 : ICANN との契約締結完了
- 2012 年 1 月 : サービス開始

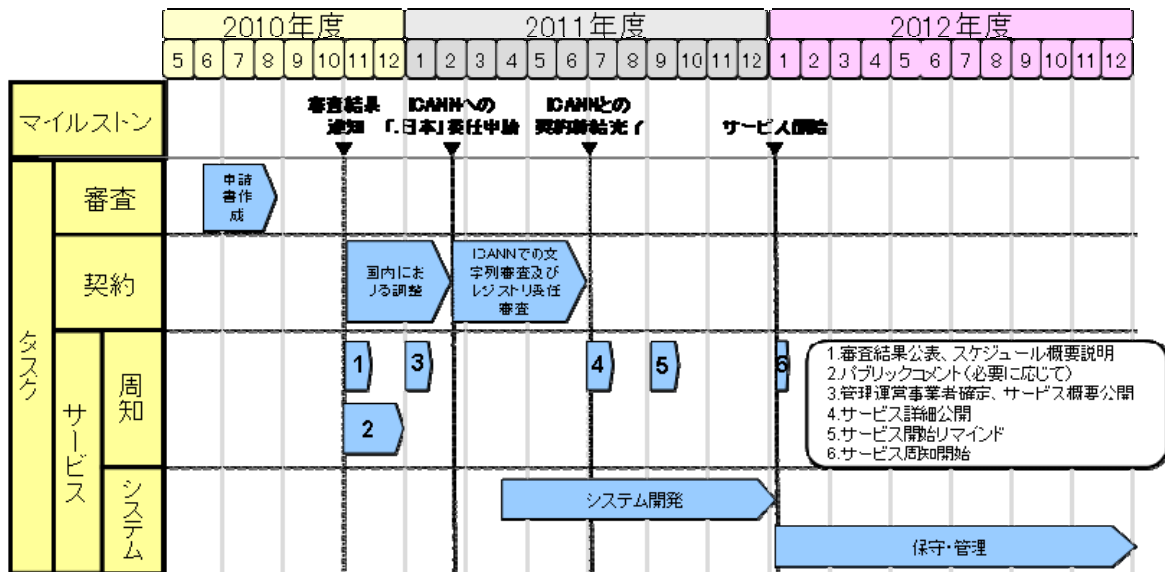


図 2-1: 「.日本」導入スケジュール

ICANN との契約締結が完了し、当社が「.日本」のサービスを実施することが決定した後、6ヶ月から1年でサービスを開始する予定です。

サービス開始までの期間を「6ヶ月から1年」としているのは、「.日本」

においても「.jp」と同様の指定事業者制度を採用予定であり、指定事業者側の準備が必要であることが主な理由の1つです。「.jp」の指定事業者体制を利用予定のため、指定事業者側との連携体制は既に整っておりますが、「.日本」のサービスを提供する上でさらに指定事業者の準備状況を見極め、指定事業者が公平にスタートできる環境を整えるために、準備期間を柔軟に設定しています。また、「.jp」のドメイン名登録者やインターネット利用者等に対する周知活動を行うための準備が必要であることも、サービス開始までの期間を「6ヶ月から1年」とする主な理由の1つです。「.日本」のサービス開始時に社会的混乱を起こさないためにも、十分な周知期間が必要です。

なお上記の内容は、「「.日本」事業計画」(資料002)の中で計画しております。

【参照資料】

資料002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 10]

事業計画の売上は事業者が行う需要調査の結果と整合していること

当社で実施した「.日本」の需要調査については、「ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果」（資料 011）のとおりです。

「.日本」の売上げに関する計画は、「「.日本」事業計画」（資料 002）の収支計画に示すとおり、「ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果」（資料 011）の調査結果に基づいて計画しており、需要調査の結果と整合しております。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

資料 011 : ドメイン名登録者に対する「.日本」需要調査結果

[細目の具体化 11]

3 ヶ年の事業計画の提示により当該事業者が長期間継続して「.日本」のレジストリ業務を行う意思が示されること、若しくは、適切な時期の黒字化を目指すこと

当社の「.日本」に対するビジョンには、「.jp」システムとの一体化により、長期的・継続的運営を実現することが含まれています。

このビジョンを満たすための実行計画や事業収益に関する計画について、「「.日本」事業計画」（資料 002）を策定しております。当該資料にも示すように、「.日本」のレジストリ業務の収支計画は、サービス開始後 3 年以内の単年度黒字化、5 年以内の累積損失の解消を目指します。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

Ⅲ 事業計画の成否を左右する各項目について、適切かつ具体的な計画を作成すること

[細目の具体化 12]

サービスの提供内容と運営方針について適切かつ具体的な計画を作成していること

完全一致・部分一致・完全分離等の運用上のルールとその基本的な考え方を織り込むこと

当社の「.日本」運営方針は、ドメイン名の登録ニーズと社会的混乱の回避、利害当事者の総コスト最小のサービス、長期的・継続的運営の適切なバランスの上で合理的な形でサービスを提供することです。

この方針のもとで、「.日本」のサービスの提供内容については、「「.日本」事業計画」（資料 002）に示すとおり、「.日本」のドメイン名登録者と JP ドメイン名登録者を完全に一致させることとします。

これにより、「.jp」のサービスで用いている文書・システム及び業務体制が利用可能となります。

なお、「.日本」においては、公募要領の 7-(3)に記述されている「公共性の確保等に関する契約」を求められていますが、これについては社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）との「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」を「.日本」にも適用することとし、JPNICにもその旨了解を求めます。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 13]

設備投資計画、人員計画、データエスクロー計画が適切かつ具体的であること

設備投資計画は、現行の「.jp」システムに「.日本」用の付加機能分を追加します。この方式が、新たに設備を構築するよりも、コストと品質において優れると考えます。

人員計画は、「.jp」で既に有している管理運営体制に対し、新たな「.日本」関連の問い合わせ等、「.日本」で付加的に発生する業務のための人員増を行うことを予定しております。

データエスクロー計画は、「.jp」で既に実施しているデータエスクローの仕組みに、「.日本」で追加になる情報項目を加えることで、「.jp」と同じく日次でのエスクローを実現します。

なお、設備投資計画・人員計画及びデータエスクロー計画については、「.日本」事業計画」(資料 002)にて、それぞれ計画しております。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 14]

サービス開始当初に生ずるであろう混乱を予測し、その具体的な予防策を事業計画に織り込んでいること

サービス開始当初に生ずると考えられる混乱とその予防策については、「[.日本] 事業計画」(資料 002) で記載しております。当該資料にも示すように、十分な事前説明会を実施する予定です。

なお、完全一致は最も混乱が少ないサービス方式であるため、大きな混乱は予想しておりませんが、万が一を想定し、事業計画上、「[.日本] 用に業務要員 1 名を専任で配置しております。

【参照資料】

資料 002 : 「[.日本] 事業計画

[細目の具体化 15]

サンライズ期間を事業計画で設ける場合は、その実施要領案が適切かつ具体的であること

当初は、「.日本」のドメイン名登録者と「.jp」のドメイン名登録者を完全一致でサービス予定であるため、サンライズ期間を設けません。

なお、当社が提案する完全一致は、防衛的登録が不要です。「.jp」のドメイン名登録者等に対しては、「「.日本」事業計画」（資料 002）に基づき、防衛的登録が不要であることを事前に周知します。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 16]

保守・管理体制の確保に向けた計画が適切かつ具体的であること

当社は、24 時間 365 日対応の保守・管理体制を確保します。

「.jp」の登録管理において既に安定的な保守・管理体制を構築しております。「.日本」で追加されるソフトウェアやハードウェアについても、「.jp」の枠組みを用いて保守・管理を行う計画とします。

IV 事業計画の実行に必要な規程やルール、方針等が、適切かつ具体的に決まっていること

[細目の具体化 17]

ドメイン名登録上のルールにおいて、「.jp」との相違点が明らかになっていること(→アスキー2文字は駄目、記号は駄目等)

当初は、「.日本」のドメイン名登録者と「.jp」のドメイン名登録者を完全一致でサービス予定であるため、「.日本」でのドメイン名登録については、JPドメイン名と同一のルールとします。

当初ベースとする汎用JPドメイン名の登録上のルールは、「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」(資料008)、「汎用JPドメイン名登録申請等の取次に関する規則」(資料009)、「汎用JPドメイン名登録等に関する技術細則」(資料001)に示すものです。これは、国際的なドメイン名及びIDNのルールに準拠しています。

【参照資料】

資料001：汎用JPドメイン名登録等に関する技術細則

資料008：汎用JPドメイン名登録等に関する規則

資料009：汎用JPドメイン名登録申請等の取次に関する規則

[細目の具体化 18]

ドメイン名登録、登録されたドメイン名の公開に関するルール、紛争処理ルール等が適切かつ具体的に定められていること

「.日本」の各種ルールは、JP ドメイン名の規則を基本とします。具体的には、JP ドメイン名の各種ルールに「.日本」に関する内容を追加することにより作成します。ドメイン名の登録・公開に関するルール、紛争処理ルール（JP-DRP 採用）についても、JP ドメイン名と同様に定めます。

これらルールを定めるにあたっては、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」（資料 008）、「汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則」（資料 009）、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」（資料 001）、「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」（資料 013）、「JP ドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」（資料 014）、「公開・開示対象情報一覧」（資料 015）、「JP ドメイン名紛争処理方針」（資料 016）に示す汎用 JP ドメイン名のサービス内容や運営方針を当初ベースとします。

【参照資料】

資料 001：汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

資料 008：汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則

資料 009：汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則

資料 013：JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて

資料 014：JP ドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則

資料 015：公開・開示対象情報一覧

資料 016：JP ドメイン名紛争処理方針

[細目の具体化 19]

DNS の維持・管理、WHOIS の提供、データセキュリティ、データエスクロー、IDN table、DNSSEC の拡張、レジストリシステムの開発、ミラーサーバの配置、データベースの高頻度更新等レジストリとして業務運営上必要な方針やルールが適切かつ具体的に定められていること

当社は「.jp」のレジストリとして、レジストリ業務やシステム取扱いに関する業務運営上必要な方針やルールを定めております。「.日本」でも同様に定めます。

[細目の具体化 20]

登録料、更新料の価格設定方針を公開すること

当社は、「.jp」のサービスに付加する形で「.日本」のサービスを提供します。したがって、「.日本」により付加的に必要なコストを、それにより利益を得る者から回収するモデルとして、「.日本」の登録料と更新料を設定します。「.日本」のために付加的に必要なコストが「.jp」よりも小さいことから、結果的に「.日本」の登録料及び更新料は「.jp」よりも小さいものとする予定です。

また、「.日本」の登録料と更新料は同一料金とします。

事業運営の公正性・透明性等

概要

(1) 事業運営の公正性・透明性（利用者、ドメイン登録者への説明責任）

「.日本」事業の財務及び経理等の内容については、「.jp」と同様に、少なくとも年1回当社より JPNIC に報告します。なお「.jp」事業では、当社から JPNIC への報告後、JPNIC より政府当局に速やかに報告され、「.日本」でも同じ枠組みの適用を予定しています。

サービス内容・運営方針の策定に際しては、公平性及び中立性を保つため、登録規則の方針や指定事業者の認定にかかわる方針について、「.jp」と同様に JP ドメイン名諮問委員会に諮問します。また、指定事業者との定期的会合等での意見交換も行い、利害当事者との間でオープンな情報共有を図り、合意形成を実現します。

「.日本」に関するルールの策定にあたっては、JP ドメイン名に関する規則に「.日本」に関する内容を追加することにより作成するものとし、当社ホームページにおいて明示・公開します。

(2) コンプライアンス体制

当社は、社内規程において、社内の意思決定に関する各機関の役割を明確にしています。法令遵守のための具体的な仕組みとしては、まず、入社時の社内規程教育や全社員向けの社内規程教育等、法令遵守のために必要な社内教育・研修を、正社員はもとより、派遣社員及び業務委託者を含めて行っております。また、社外取締役の導入や社外監査役を起用した監査役会の設置によるチェックを実施しているほか、監査室を設置し、内部監査規程に基づいた業務監査等を実施しております。さらに、弁護士・公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、必要に応じて助言を得ております。

(3) ドメイン登録者等外部からの苦情・問合せ、紛争などへの対応、情報セキュリティの管理体制

当社は、「.jp」のドメイン名登録者・指定事業者及びインターネット利用者等の関係者からの電話・メール・指定事業者との会合等での問い合わせに対応できる体制を既に有しており、「.日本」の問い合わせについても、「.jp」と同様の顧客対応を行う予定です。

「.日本」のサービス開始にあたっては、混乱が起きぬよう、当社ホームページ・プレスリリース・報道機関への取材対応・指定事業者等を通じ、「.jp」のドメイン名登録者及びインターネット利用者に対する周知を徹底します。

whois システムにより公開する情報については、情報取扱いに関するポリシーを策定・公開します。また、情報セキュリティ基本規程を定め、日常的に社員に対する研修等を実施しています。

「.日本」ドメイン名に関する効果的な紛争処理方針としては、「.jp」と同様、**JP-DRP** を採用する予定です。

当社では、危機管理についてマニュアルを整備し、大規模災害時の業務面の事業継続計画を定めております。また、東京及び大阪にデータセンターを有し、東京サイトにレジストリシステム、**whois** システムをはじめとする主要システムを設置し、大阪サイトは東京罹災時に備えたディザスターリカバリサイトと位置付けております。これにより、大規模災害等で東京サイトが稼働できなくなった場合、大阪サイトより機能の提供を行う仕組みを構築しております。

(4) 国際的な役割の遂行

当社は、国際的なインターネットの安定的運用の必要性を認識し、世界で2番目に、**ICANN** との間で **ccTLD** スポンサー契約を締結した **ccTLD** レジストリです。当社は設立当初より、国際活動に従事する担当の部署を設置し、専任の社員を配置しており、すべての **ICANN** 会合への参加に加え、**APTLD**・**CENTR** 等にも積極的に参加・貢献しているほか、国際化ドメイン名 (**IDN**) の分野においても、標準化活動やポリシーの策定への貢献を

行っております。

今後も同様の体制を維持・拡充し、引き続き ICANN 等と協力して国際的な役割を遂行します。

(5) 国内のインターネットの発展への貢献

当社は、IAJapan・JAIPA・JPNIC 等の会員として、他企業や団体等と協力しつつ、インターネットの発展に貢献しております。その上で、ICANN 報告会・Internet Week・Interop Tokyo・指定事業者とのパートナーズミーティング等、定期的に国内の各種会合における発表や、当社が発行しているメールマガジン「From JPRS」及びホームページによる国内外の最新動向を紹介することにより、国内の利害当事者との間で、ICANN 等におけるドメイン名の動向全般についての情報を積極的に共有しております。

さらに技術研究・開発に関しても、担当の部署を設置し、IETF 等で通用する技術レベルを堅持しつつ、国内外の研究の場での情報交換・相互研鑽を行っています。

加えて、ICANN での議論やガバナンスに関する情報収集を担当する部署を設置し、必要に応じて国内の利害当事者との意見交換等を行っております。

※ 組織名の略称使用について

本書では、下表に挙げる組織名の略称を使用します。

表 組織名略称一覧

No.	略称	正式名称
1	APTLD	Asia Pacific Top Level Domain Association
2	ccNSO	Country-Code Names Supporting Organization
3	CENTR	Council of European National Top-Level Domain Registries
4	IAB	Internet Architecture Board
5	IAJapan	財団法人インターネット協会
6	IANA	Internet Assigned Numbers Authority
7	ICANN	Internet Corporation for Assigned Names and Numbers
8	IETF	The Internet Engineering Task Force
9	ISC	Internet Systems Consortium, Inc.
10	JAIPA	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
11	JANOG	日本ネットワーク・オペレーターズ・グループ
12	JPCERT/CC	一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
13	JPNIC	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
14	SSAC	Security and Stability Advisory Committee

目次

概要	1
(1) 事業運営の公正性・透明性(利用者、ドメイン登録者への説明責任).....	6
I ドメイン事業の収支内容について、公正・透明性を有すること	6
II サービス内容・運営方針についてのルールおよびその決定方法が公正で透 明性を有すること	7
(2) コンプライアンス体制	9
I 個人情報保護法を含め、関連法令の遵守体制が確立されていること	9
(3) ドメイン登録者等外部からの苦情・問合せ、紛争などへの対応、情報セ キュリティの管理体制	14
I 苦情申告、顧客からの問合せ、その他のサポート体制が十分に用意されて いること	14
II whois 情報の公開ポリシーが的確に用意されていること	20
III 効果的な紛争処理体制が具体的に用意されていること	24
IV 情報セキュリティのマネジメントシステムが適切に整備されていること	25
(4) 国際的な役割の遂行	28
I グローバルな DNS 運営における連携計画を適切に有すること	28
II IETF 等の技術標準化活動や ICANN 等でのポリシー議論に十分に参加・ 貢献すること	31
(5) 国内のインターネットの発展への貢献	33
I 国内のインターネットの発展に貢献する理念を有すること	33
II インターネットに関する国際的議論についての情報共有体制が整備され ていること	35

(1) 事業運営の公正性・透明性(利用者、ドメイン登録者への説明責任)

ドメイン事業の収支内容について、公正・透明性を有すること、サービス内容・運営方針についてのルール及びその決定方法が公正で透明性を有することについて記述すること。

I ドメイン事業の収支内容について、公正・透明性を有すること

[細目の具体化 1]

ドメイン事業の収支・内容の公開等についての方針がより具体的であること

ドメイン名事業の財務及び経理等の内容については、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) と締結している「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」(資料 017) に基づき、「.jp」と同様に、「.日本」についても少なくとも年 1 回当社より JPNIC に報告します。

さらに、当社から JPNIC への報告後、JPNIC より政府当局に速やかに報告されます。

【参照資料】

資料 017 : JP ドメイン名登録管理業務移管契約

Ⅱ サービス内容・運営方針についてのルールおよびその決定方法が公正で透明性を有すること

[細目の具体化 2]

サービス内容・運営方針について、策定されたルールが明示されていること

「.日本」のサービス内容及び運営方針は、当社ホームページにおいて、明示・公開します。これらは、JP ドメイン名に関する規則に「.日本」に関する内容を追加することにより作成します。

「.日本」のサービスを記述する際にベースとなる JP ドメイン名に関するサービス内容及び運営方針については、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」(資料 008)、「汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則」(資料 009)、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」(資料 001)及び「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」(資料 013)として策定し、ルールを明示・公開しております。

なお当社は、「JP ドメイン名諮問委員会設置要綱」(資料 018)及び「JP ドメイン名諮問委員会規則」(資料 019)に基づいた「JP ドメイン名諮問委員会」を設けており、登録規則の方針や指定事業者の認定にかかわる方針等、サービス内容や運営方針のルール策定・変更等については、JP ドメイン名諮問委員会に諮問します。

【参照資料】

資料 001：汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

資料 008：汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則

資料 009：汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則

資料 013：JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて

資料 018：JP ドメイン名諮問委員会設置要綱

資料 019：JP ドメイン名諮問委員会規則

[細目の具体化 3]

サービス内容・運営方針を策定するルールの策定に関し、利害当事者（一般および企業利用者、販売事業者、政府担当部署、有識者など）との間でオープンな情報共有を図り、意見交換の実施などを経て、合意形成が実現できるより具体的な仕組みが整備されていること

当社は、「.jp」のドメイン名登録管理業務の公平性及び中立性を保つために、「JP ドメイン名諮問委員会設置要綱」（資料 018）及び「JP ドメイン名諮問委員会規則」（資料 019）に基づいた「JP ドメイン名諮問委員会」を設けております。「JP ドメイン名諮問委員会設置要綱」は、その案を広く公開し、いただいたご意見をもとに作られたものです。当委員会は、2002 年より、JPNIC・JP ドメイン名指定事業者・インターネットサービスプロバイダ・一般企業・学識経験者及びインターネット利用者からの委員で構成されており、JP ドメイン名登録規則その他関連規則や指定事業者の契約に関する基準等の答申及び勧告を行っております。本諮問委員会は公開で年 4 回開催されており、傍聴可能となっています。資料や議事録も公開しております。

「.日本」のドメイン名についても、「.jp」のドメイン名と完全一致でサービスすることから、登録規則の方針や指定事業者の認定にかかわる方針を、JP ドメイン名諮問委員会に諮問します。

さらに、「.jp」においては、東京と大阪で年 1 回ずつ指定事業者向けの「パートナーズミーティング」を開催し、提供するサービスやその方針について、指定事業者との意見交換を行っております。「.日本」に関する意見交換もこの中で行います。

加えて、政府との情報共有及び意見交換のために、かねてより社内に政府担当窓口を置き、専任の社員を配置しております。「.日本」に関しても、この政府担当窓口が政府との情報共有及び意見交換を行います。

【参照資料】

資料 018 : JP ドメイン名諮問委員会設置要綱

資料 019 : JP ドメイン名諮問委員会規則

(2) コンプライアンス体制

個人情報保護法を含め、関連法令の遵守体制が確立されていることについて記述すること。

I 個人情報保護法を含め、関連法令の遵守体制が確立されていること

[細目の具体化 1]

社内の意思決定に関し、各機関の役割が明確に決められていること

当社は、「主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）」（資料 007）に示すとおり、取締役会規則・組織規程及び職務分掌規程において、社内の意思決定に関する各機関の役割を定めております。

【参照資料】

資料 007：主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）

[細目の具体化 2]

社内内規が準備され、制定されていること

当社は、会社法・労働基準法・個人情報保護法等を遵守しつつ適切に業務を遂行するために、「主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）」（資料 007）に示す社内内規を制定しております。併せて、社内規程に定められた業務を遂行する上で必要となる作業手順等を具体的に定めた手順書や、社内規程及び手順書の解釈や運用に関する指示・伝達を定める通達も、必要に応じ制定しております。

また、法改正等に伴う社内規程の新規制定や改訂を実施した場合は、その都度、全社員に周知しております。特に重要な社内規程の制定や改訂を行った場合は、社員全員を集めて毎月開催する全体会議において、社内規程教育を実施しております（「全体会議での社内規程教育資料（抜粋）」（資料 020）に、社内教育に使用した資料の一部を例として示します）。

【参照資料】

資料 007：主な社内規程一覧（規程管理規程別表抜粋）

資料 020：全体会議での社内規程教育資料（抜粋）

[細目の具体化 3]

法令遵守のための具体的な教育・研修制度が整っていること

当社は、法令遵守のために、以下のとおり社内教育・研修を行っております。

- (1) 「社内規程新人研修資料（抜粋）」（資料021）を使用した入社時の社内規程教育及び「全体会議での社内規程教育資料（抜粋）」（資料020）を使用した全社員向けの社内規程教育
- (2) 「セクシュアルハラスメント防止教育研修資料（抜粋）」（資料022）を使用した、外部講師によるセクシュアルハラスメント防止の研修
- (3) 「ISMS基本研修資料（抜粋）」（資料023）を使用したISMS教育及び社内向けメールマガジン（週刊ISMS・月刊ISMS）を使用した情報セキュリティ意識の啓発（「週刊ISMS・月刊ISMSタイトル一覧」（資料024）参照）

なお、(2) (3) については、当社の正社員のみでなく、派遣社員及び業務委託者に対しても、教育・研修を行っております。

【参照資料】

資料020：全体会議での社内規程教育資料（抜粋）

資料021：社内規程新人研修資料（抜粋）

資料022：セクシュアルハラスメント防止教育研修資料（抜粋）

資料023：ISMS基本研修資料（抜粋）

資料024：週刊ISMS・月刊ISMSタイトル一覧

[細目の具体化 4]

顧問弁護士、社外取締役の起用など、法令遵守のための具体的な仕組みが整備されていること

当社は、「現在事項全部証明書」(資料 005) のとおり、社外取締役を導入するとともに、社外監査役を起用した監査役会を設置しております。

また、社内に監査室を設置し、内部監査規程に基づいた業務監査等を実施しております。監査結果については定期的に、当社代表取締役社長への報告(月 1 回)及び監査役会との情報共有(四半期に 1 回)を実施しております。

さらに、弁護士・公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、必要に応じて助言を得ております。

なお、財務諸表の信頼性を確保するために、会社法上の要請に基づくものではありませんが、毎期、監査法人により、金融商品取引法に準じた任意監査を受けております。

【参照資料】

資料 005：現在事項全部証明書

[細目の具体化 5]

管理運営事業者及びその役員に、暴力団員などの反社会的勢力が含まれないこと

当社・当社の株主・役員及び社員は、いずれも反社会的勢力との関係はありません。

(3) ドメイン登録者等外部からの苦情・問合せ、紛争などへの対応、情報セキュリティの管理体制

応、情報セキュリティの管理体制

苦情申告、顧客からの問い合わせ、その他のサポート体制が十分に用意されていること、whois 情報の公開ポリシーが的確に用意されていること、効果的な紛争処理体制が具体的に用意されていること、情報セキュリティのマネジメントシステムが適切に整備されていることについて記述すること。

I 苦情申告、顧客からの問合せ、その他のサポート体制が十分に用意されていること

[細目の具体化 1]

関係者からの苦情や提案をサービス向上につなげる体制の計画がたてられていること

当社は、「.jp」のレジストリとして、ドメイン名登録者・指定事業者・インターネット利用者等の関係者から電話・電子メール及び対面にていただいたご意見・ご要望を集約し、サービス向上につなげる体制を有しております。「.日本」においても、同様の体制により、関係者からのご意見・ご要望をサービス向上につなげます。

当社では、関係者からのご意見・ご要望を集約する会議体としてサービス運用定例会議を週 1 回開催しており、顧客からの要望や現在発生している問題等の情報を共有・集約し、即時実施可能な対策や小規模の改善案件について検討を行い、サービス向上につなげております。

また、大規模な改善や新規サービス・システム開発が必要な案件は、経営会議の下部機構であり、同じく週 1 回開催しているサービス開発会議において検討を行っており、サービス向上につなげております。

さらに、2009 年 12 月には、指定事業者有志による JPRS ユーザー会が

発足し、2010年8月1日現在138社が参加しています。JPRS ユーザー会で交わされた意見は、当社に提示されるため、それもサービス向上の検討につなげております。

[細目の具体化 2]

苦情の受付体制、受付時間などが十分に用意されていること

当社は、「.jp」のドメイン名登録者・指定事業者及びインターネット利用者等の関係者からの問い合わせに対応できる体制を既に有しております。

「.日本」に関する問い合わせについても、「.jp」の問い合わせと同様の受付体制とします。

「.jp」では、ドメイン名登録者及び指定事業者それぞれに対して専用の問い合わせ窓口を設置しており、以下の時間帯において電話及び電子メールで受け付けております。窓口受付時間内に受け付けた問い合わせは、原則として当日中に一次回答します。また、窓口受付時間外に受信した電子メールでの問い合わせについては、翌営業日に回答します。なお、必要に応じて社内の関係部門や外部機関と連携します。

窓口受付時間：午前 9 時～午後 6 時 (土日祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く)
--

指定事業者からの問い合わせは、上記窓口による対応以外にも、市場動向や販売施策等の情報提供・意見交換を目的としたセミナー（パートナーズミーティング）や、当社が主催する各種セミナーでも受け付けます。

なお「.日本」導入当初等は、問い合わせが増加することが予想されます。当社では、問い合わせの増加を見越した上で、「.日本」専用の問い合わせ窓口設置等の体制強化を検討し、必要に応じて実施します。

[細目の具体化 3]

インターネット以外の方法も含めた多様な受付体制が用意されていること

当社は、「.jp」のドメイン名登録者及び指定事業者それぞれに対して専用の問い合わせ窓口を設置しており、電話・電子メール等で問い合わせを受け付けております。

「.日本」に関する問い合わせについても、「.jp」の問い合わせと同様の受付体制とします。

指定事業者からの問い合わせは、上記窓口による対応以外にも、市場動向や販売施策等の情報提供・意見交換を目的としたセミナー（パートナーズミーティング）や、当社が主催する各種セミナーでも受け付けます。

[細目の具体化 4]

サービス開始時に混乱を起こさない、十分な周知広報計画が用意されていること

「.日本」のサービス提供をスムーズに開始するため、「「.日本」事業計画」(資料 002)において、事業立上げに向けた周知計画を策定しております。

当社は、「.日本」に関する ICANN との契約締結が完了し、当社が「.日本」のサービスを実施することが決定した後、6 ヶ月から 1 年でサービスを開始する予定です。「.jp」のドメイン名登録者やインターネット利用者等に対する周知活動の準備は、その期間に行います。

指定事業者に対しては、当社が「.日本」のサービスを実施することが決定した後、速やかにサービス概要を公開・説明します。

「.jp」のドメイン名登録者及びインターネット利用者には、当社ホームページ・プレスリリース・報道機関への取材対応・指定事業者等を通じ、「.日本」のサービス開始 6 ヶ月前からサービス内容や利用方法に関する周知広報の実施を計画しております。

【参照資料】

資料 002 : 「.日本」事業計画

[細目の具体化 5]

日本語に加えて、英語での対応が可能であることが望ましい

当社は、「.jp」のドメイン名登録者及びインターネット利用者に対して専用の問い合わせ窓口を設置しており、当該窓口において、日本語及び英語での対応を行っております。

「.日本」に関する問い合わせについても、「.jp」の問い合わせと同様の受付体制とします。

II whois 情報の公開ポリシーが的確に用意されていること

[細目の具体化 6]

情報公開のポリシーが適切に検討され、制定される計画がたてられていること

「.日本」については、JP ドメイン名との完全一致により運用することを計画しており、情報の取扱いに関しても、JP ドメイン名と同様とする予定です。

「.jp」では、ドメイン名情報の取扱いや公開方針等について、当社顧問弁護士の助言のもと、「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」（資料 013）において定めており、当該文書に従って情報を取り扱っております。

また、個人情報を含む情報を適切に取り扱うため、情報セキュリティ基本規程を定め、社員教育を行っております。

【参照資料】

資料 013 : JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて

[細目の具体化 7]

thick モデルが thin モデルかの選択について、明確に方針が示されていること

「.jp」のレジストリである当社では、whois システムについて、すべてのドメイン名情報を保持する thick モデルによる運用を行っております。thick モデルは、全 JP ドメイン名にわたり均質な whois サービスの提供が可能なことや、指定事業者が機能不全に陥ったときでもドメイン名登録者と連絡がとれる、等の観点で優れていると考えます。

「.日本」については、JP ドメイン名と完全一致で運用することを計画しており、whois システムについても「.jp」と同様、thick モデルとする予定です。

[細目の具体化 8]

whois 情報の内容が日本語で表示されていること

「.日本」の whois 情報の内容は、「.jp」と同様、日本語で表示します。

「.jp」の whois 情報の内容は、以下の表示例のとおり、日本語での表示を原則としております。whois サービスにより公開される項目は「公開・開示対象情報一覧」(資料 015)において規定しております。

(whois 表示例)

Domain Information: [ドメイン情報]	
[ドメイン名]	日本レジストリサービス. JP
[Domain Name]	XN--VCKFDB7E3C7HMA3M9657C16C. JP
[登録者名]	株式会社日本レジストリサービス
[Registrant]	Japan Registry Services Co., Ltd.
[Name Server]	ns01. jprs. co. jp
[Name Server]	ns02. jprs. co. jp
[登録年月日]	2001/08/09
[有効期限]	2010/08/31
[状態]	Active
[最終更新]	2010/07/27 10:02:08 (JST)
Contact Information: [公開連絡窓口]	
[名前]	株式会社日本レジストリサービス
[Name]	Japan Registry Services Co., Ltd.
[Email]	dom-admin@jprs. co. jp
[Web Page]	
[郵便番号]	101-0065
[住所]	東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号 千代田ファーストビル東館 13F

[Postal Address]	Chiyoda First Bldg. East 13F, 3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065, JAPAN
[電話番号]	03-5215-8451
[FAX 番号]	03-5215-8452

【参照資料】

資料 015 : 公開・開示対象情報一覧

Ⅲ 効果的な紛争処理体制が具体的に用意されていること

[細目の具体化 9]

ICANN の統一紛争処理方針 (UDRP) もしくは JP ドメイン名紛争処理方針 (JP-DRP) に準ずる体制の整備が計画されていること

「.日本」における紛争処理体制は、「.jp」と同様、JP-DRP を採用した体制とする予定です。

「.jp」の紛争処理については、「JP ドメイン名紛争処理方針」(資料 016) を採用していることを、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」(資料 008) において規定しております。また、紛争処理の手続きについては、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(資料 025) において規定しております。「.日本」についても、同様に規定します。

【参照資料】

資料 008 : 汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則

資料 016 : JP ドメイン名紛争処理方針

資料 025 : JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則

IV 情報セキュリティのマネジメントシステムが適切に整備されていること

[細目の具体化 10]

情報セキュリティに関連する第三者認証をすでに取得している場合もしくは今後取得する計画がある場合はその内容を提示すること 例：情報セキュリティ (ISMS、PCI DSS)、個人情報保護 (プライバシーマーク)、品質管理 (ISO9000)

当社は、JIS Q 27001:2006 に準拠した ISMS 関連規程を定めており、情報セキュリティマネジメントシステムの運用を行っております。また、個人情報の取扱いに関する内容についても、ISMS 関連規程の中で規定しており、運用を行っております。

当社では、情報セキュリティに関する社内規程として、「情報セキュリティ基本方針」(資料 026) や「情報セキュリティ基本規程」(資料 027) 等を制定しております。また、情報セキュリティマネジメントの運営に必要な運用マニュアル等を整備し、情報の取扱い等、情報セキュリティに関する運用基準を明確にしております。

また、ISMS 関連規程に則った業務運営を行うために、「ISMS 基本研修資料」(資料 023) を使用した ISMS 教育及び社内向けメールマガジン (週刊 ISMS・月刊 ISMS) を使用した情報セキュリティ意識の啓発 (「週刊 ISMS・月刊 ISMS タイトル一覧」(資料 024) 参照) を行っております。

情報セキュリティに関連する第三者認証は、現在取得していません。ただし、ISMS 認証やプライバシーマーク等の第三者認証の取得について、現在検討中です。

【参照資料】

資料 023 : ISMS 基本研修資料 (抜粋)

資料 024 : 週刊 ISMS・月刊 ISMS タイトル一覧

資料 026 : 情報セキュリティ基本方針 (抜粋版)

資料 027 : 情報セキュリティ基本規程 (目次のみ)

[細目の具体化 11]

地震・台風などの自然災害、停電、回線の部分的障害、大規模 DOS 攻撃など、想定される外部要因による障害に対応できる事業継続計画を有していること

当社は以下の備えを事業継続計画の中で定め、「.jp」で運用しております。「.日本」においても同様に運用します。

- (1) 地震・台風等の自然災害及び停電への備え
 - 業務拠点であるオフィス及びシステムを収容するデータセンターのいずれも、最新の耐震基準に沿ったビル設備を採用するとともに、停電などの電源障害に備え、建物への電源系統を複数確保し、さらに自家発電装置と無停電電源装置を備えること。
- (2) ネットワーク回線の部分的障害への備え
 - システムの対外接続については複数の回線による接続を行うとともに、ネットワークトポロジー的にも異なる事業者を用いてマルチホーム接続を行うこと。
- (3) 大規模 DOS 攻撃等への備え
 - DNS については Anycast 等を用いた分散配置を行い、攻撃の影響を局所化することで DNS システム全体としては停止しない仕組みを提供すること。
 - レジストリシステムと whois システムについては、一定量以上のトラフィックを検出した際、他の利用者やシステム全体への影響を防ぐために、トラフィック制限を行う等の措置をとること。
 - 常時の監視体制を整えるとともに、ISP 及び関連組織との連携を確保し、DOS 攻撃などが発生した際に備えること。
- (4) 大規模な地域災害への備え
 - DNS を運用するデータセンターは十分な数を世界レベルで分散して配置すること。
 - レジストリシステムと whois システムについても東京罹災時に備えて、関東圏以外の場所にディザスターリカバリサイトを設置する

こと。

- 罹災により出勤不能となった場合等に備え、重要なレジストリ業務及びシステム運用については、通信を利用した遠隔操作でも行えるようにすること。

さらに、拠点やシステムの修復、再構築が必要となった際の投資に備える目的で、必要な内部留保を確保します。

(4) 国際的な役割の遂行

グローバルな DNS 運営における連携計画を適切に有すること、IETF 等の技術標準化活動や ICANN 等でのポリシー議論に十分に参加・貢献することについて記述すること。

I グローバルな DNS 運営における連携計画を適切に有すること

[細目の具体化 1]

ICANN との協力体制について具体的な計画を有すること。

ルートからのドメイン名全体の構造を安定的に運用するためには、インターネット上に各 TLD が存在することを明確化し、ICANN と TLD レジストリそれぞれの役割を正式に定めた上で、ICANN と TLD レジストリが契約を締結することが必要です。当社は、その必要性を十分理解した上で、世界で 2 番目に ICANN との間で、「ccTLD スポンサー契約」(資料 028) を締結しました。

上記に加え、設立当初より、すべての ICANN 会合への参加のみならず、日常的な評議委員活動や Working Group 活動において、議論に参加し、意見表明や発表をしてきました。また、ccTLD を会員とする APTLD・CENTR 等にも積極的に参加し、ICANN で議論対象とされているトピックを含め、議論を主導しております。さらに、ICANN が設置した Working Group 等の議長や委員として、検討のとりまとめ、ポリシードラフトの執筆等を含む作業にも参加しております。

ICANN 及び APTLD における主な役職は次のものです。

- 堀田博文 ccNSO 評議委員
- 堀田博文 ccNSO Accountability Framework WG 議長 (終了)
(ICANN と ccTLD と間の関係正式化の一方法を確立)
- 大橋由美 APTLD 理事

当社は、設立当初より国際活動に従事する担当の部署を設置し、専任の

社員を配置しております。その部署を中心に、検討課題ごとに必要に応じて専門知識を持つ社員による定常的な情報収集や議論への参加等、国際的活動を遂行しております。

今後も同様の協力体制を維持・拡充します。

【参照資料】

資料 028 : ccTLD スポンサー契約 (.JP) (日本語訳)

[細目の具体化 2]

DNS の運営に関連する国際組織や会合などの活動に参加する体制が用意されていること

当社は設立当初より、DNS に関する検討を行う国際組織や会合等の活動に参加する専任の社員を配置し、継続的に標準化・ポリシー策定への貢献・情報交換等を行っております。

例えば、インターネットの根幹を支えるルート DNS のオペレータの一員として、当社は 2005 年から M ルート DNS サーバを WIDE Project と共同で運用し世界レベルでの DNS の安定運用に貢献しており、堀田博文と佐藤新太が年 3 回のルートサーバ運用者会合に参加しています。また、ICANN の SSAC において、2007 年から佐藤新太が委員を務め、全世界の DNS の安全性・安定性を維持するための活動に参加しております。

2010 年 6 月には、当社の民田雅人が ICANN のルートゾーン DNSSEC 運用の TCR (Trusted Community Representative) に選定されました。民田雅人は、当社で JP DNS の調査研究に従事するとともに、DNSSEC をはじめとする講演を行う等、日本のインターネットコミュニティの活動に積極的に参加してきました。また、M ルート DNS サーバの運用者の一人でもあります。今回 TCR に選定されたことにより、民田雅人はインターネットコミュニティの代表として、ルートゾーンへの DNSSEC の導入にも貢献することになりました。

国内においても、日本 DNS オペレーターズグループ (DNSOPS.JP) において、当社が発起人 (森下泰宏) 及び事務局として活動に参加しております。DNSSEC ジャパンについても、米谷嘉朗が副会長としてコミュニティの形成に貢献し、また活動に参加しております。さらに、当社は事務局として団体の運営を支えています。

今後も同様の体制により、引き続き DNS の運営に関連する国際組織や会合等の活動に参加します。

II IETF 等の技術標準化活動や ICANN 等でのポリシー議論に十分に参加・貢献すること

[細目の具体化 3]

国際化ドメイン名の分野で、IETF などの標準化活動に参加する計画を具体的に有すること

当社では、国際化ドメイン名（IDN）の分野において、藤原和典・堀田博文・米谷嘉朗等が、標準化活動やポリシーの策定に貢献してきた実績を有しております。また、IETF や ICANN 等に参加する専任の部署及び社員を配置しており、IDN の分野でも継続的に参加・貢献を行っております。

例えば、2003 年に IDN に関する技術標準（RFC）が発行されましたが、この RFC のもととなった Internet Draft は、米谷嘉朗が中国・台湾・韓国の ccTLD レジストリの技術者と協力して作成しました。米谷嘉朗は、1999 年より IDN の領域で日本における第一人者として標準化に貢献してきたこともあり、2010 年 6 月より IETF PRECIS Working Group の共同議長の役割を担っています。

また、堀田博文が 2003 年から ICANN の ccNSO 評議委員として、IDN の実装ガイドライン、IDN ccTLD Fast Track 実装計画、IDN ccTLD の恒久的ポリシー等の策定に参加し、議論を主導しております。

電子メールアドレスの国際化を行う EAI Working Group では、藤原和典と米谷嘉朗が国際化された電子メールアドレスを使用した場合において既存電子メールシステムとの互換性を保つための実験規格を定めた RFC 5504 の共同著者となっております。

このほかにも、当社では多くの IDN の標準化等に関する活動実績を有しております。

今後も同様の体制により、引き続き標準化活動に参加します。

[細目の具体化 4]

ICANN コミュニティに参加し、TLD 分野を中心とするポリシー形成のための諸活動に日本から貢献するための計画を具体的に有すること

当社は、これまで毎回の ICANN 会合に 2 名以上、ccNSO に 1 名以上、地域 ccTLD コミュニティである APTLD 及び CENTR にそれぞれ 1 名以上が当社から参加しております。また、堀田博文が 2003 年から ccNSO 評議委員を、同年から大橋由美が APTLD 理事を、2007 年から佐藤新太が SSAC 委員を務めているほか、ICANN が設置した各種の Working Group に当社の社員が議長やメンバーとして参加しております。

さらに当社は、設立当初より国際的活動に従事する担当の部署を設置し、専任の社員を配置しており、検討課題ごとに必要に応じて専門知識を持つ社員による定常的な情報収集や国際活動を遂行しております。

例えば ICANN における IDN ccTLD の検討においては、その初期段階から堀田博文が検討に参加し、IDN TLD 導入に際しての課題リストの作成を主導しました。このリストは、IDN ccTLD Fast Track の実装検討での基礎になったほか、現在 ICANN において行われている恒久的な IDN ccTLD ポリシーの検討に基礎資料として用いられております。また、IDN ccTLD Fast Track の実装計画作成にあたっては、レジストリ及び ICANN が実施すべき行動計画の立案等に貢献しました。

今後も引き続き同様の体制により、変化する業界動向や国際情勢を勘案しつつ、ポリシー形成のための諸活動に対する日本からの貢献の一翼を担います。

(5) 国内のインターネットの発展への貢献

国内のインターネットの発展に貢献する理念を有すること、インターネットに関する国際的議論についての情報共有体制が整備されていることについて記述すること。

I 国内のインターネットの発展に貢献する理念を有すること

[細目の具体化 1]

インターネット発展のための普及啓発活動などの計画を具体的に有すること。

当社は、「ネットワークの基盤を支える企業として、インターネットの発展に寄与し、人と社会の豊かな未来を築くことに貢献する」という企業理念のもと、「.jp」の管理運営事業者として、日本のインターネットの発展に寄与すべく、各種の普及啓発活動を行っております。

また当社は、インターネットに関連する団体である IAJapan・JAIPA・JPNIC 等の会員として、他企業、団体等と協力しつつ、インターネットの発展に貢献しております。また、Internet Week・Interop Tokyo・JANOG 等の各種イベントに、協賛・講演・展示等の形で貢献するとともに、ドメイン名の利用技術、運用技術を中心に普及啓発活動を行っております。

さらに当社は、DNS に関する技術情報を収集する体制を有しており、一早く情報が集まると同時に、新しい情報の解釈や正確性の検証等を行っております。また、必要に応じて、セキュリティ問題への対処法策定等を行っております。これらの情報については、当社ホームページに掲載するとともに、関連メーリングリストで提供し、解説・啓発等を行っております。

今後も、引き続き普及啓発活動を実施します。

[細目の具体化 2]

ドメイン名に関連する新たな技術の研究・開発についての貢献・協力・普及活動についての計画を有すること

当社は、国内及び国際的なインターネット技術の発展に貢献するため、継続的に IETF 等の標準化活動に参加し、RFC の執筆（藤原和典、森下泰宏、米谷嘉朗）及び Working Group 議長（米谷嘉朗）としてのとりまとめ等、具体的な貢献を行ってきました。

また、ドメイン名や DNS に関する技術の研究・開発を行う担当の部署を設置して専任の社員を 5 名配置しており、新たな技術の研究・開発を実施しております。

IETF 等の国際会議での発表・議論のほか、学会での発表等を通じ、研究・開発成果の共有も積極的に行っております。例えば 2009 年 9 月には、藤原和典が、「DNS サーバでの IPv6 逆引き自動生成について」に関する研究の成果を、社団法人電子情報通信学会の研究会において発表しました。

新たな技術の研究・開発についての貢献・協力・普及活動・発表の実績については、「対外発表実績」（資料 012）のとおりです。

また、新しい技術を国内で共同検討するための仕組みづくりや、新しい技術を普及するためのオープンソースの開発等も行っております。前者の例としては ENUM トライアルジャパン、後者の例としては idnkit-2.0 があります。

今後も同様の体制により、引き続き新技術の研究・開発についての貢献・協力・普及活動を実施します。

【参照資料】

資料 012：対外発表実績

Ⅱ インターネットに関する国際的議論についての情報共有体制が整備されていること

[細目の具体化 3]

国内の利害当事者（一般および企業利用者、販売事業者、政府担当部署、有識者など）との間で、ICANN などにおけるドメイン名の動向全般についての情報を積極的に共有すること

当社は、ICANN 報告会・Internet Week・Interop Tokyo・指定事業者とのパートナーズミーティング等、国内の各種の会合において定期的に発表を行い、ICANN 等におけるドメイン名の動向全般について、国内の利害当事者と積極的に情報共有しております。これら会合での発表回数は、年 10 回程度です。さらに、テーマごとに関連企業や団体との意見交換も行っております。

また、当社が発行しているメールマガジン「From JPRS」及びホームページにおいても、国内外の最新動向を紹介しております。特に、主要な会合やイベントが開催された際には、増刊号を発行して国内コミュニティに対する最新情報提供を強化しております。

国内の利害当事者との間で行っている情報共有の実績は、「対外発表実績」（資料 012）のとおりです。

今後も、引き続き国内の利害当事者との情報共有を実施します。

【参照資料】

資料 012：対外発表実績

[細目の具体化 4]

国内の利害当事者との間で、ICANN 等におけるドメイン名に関するポリシーやガバナンスに関する意見交換・合意の推進と、それらを ICANN のプロセスに提案、反映させる活動の計画がより具体的であること

当社は、ICANN での議論やガバナンスに関する情報収集を担当する部署を設置し、専任の社員を配置しており、必要に応じ、国内の利害当事者との意見交換等を行っております。

ICANN 報告会・Internet Week・Interop Tokyo・指定事業者とのパートナーズミーティング・個別の企業や団体との議論等において得られた情報を、必要に応じ、ICANN や ccNSO 等での検討に活かしています。

今後も同様の体制により、引き続き国内外の議論の動向を注視しながら、国内の利害当事者と意見交換等を行います。